『災害応急対策業務に関する協定他』締結の公募

次のとおり協定締結を希望する関係者を公募します。
協定の締結を希望する者は、下記により技術資料を作成し提出をお願いします。
技術資料を提出した者の中から条件を満たす者と協定を締結することとします。
なお、本協定締結の公募は、工事発注ではありませんので、現場説明資料の送付及び入札は行いません。

令和元年６月１２日

国土交通省 関東地方整備局
相武国道事務所長　　外川　和彦

記

１．協定の概要

（１）名　　称　　①災害応急対策業務に関する協定（道路関連）
②災害応急対策業務に関する協定（電気・機械設備関連）
③首都直下地震における東京都内道路啓開（西方向）に関する協定

（２）目　　的　　本協定（①、②）は、国土交通省関東地方整備局相武国道事務所が管理または工事中の施設等が地震・大雨・大雪等の異常な自然現象及び予測できない災害等の発生、または発生の恐れがある場合において、災害応急対策業務を実施するにあたり、これに必要な建設機械、資材、技術者及び労力について、双方がその確保及び動員の方法を定め、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。
また、本協定（③）は、首都直下地震道路啓開計画（八方向作戦）の西方向における直轄国道の道路啓開、応急復旧等の業務を実施するにあたり、これに必要な建設機械、資材、技術者及び労力について、双方がその確保及び動員の方法を定め、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

（３）内　　容　　「道路関連」、「電気・機械設備関連」及び「道路啓開（西方向）それぞれの分野で公募します。
協定書及び協定実施区間は、以下のとおりです。

道　　路　　関　　連：別添資料①
電気・機械設備関連：別添資料②
道路啓開（西方向）：別添資料③

（４）期　　間　　令和元年９月１日から令和４年８月３１日まで

本協定の締結者は、関東地方整備局が実施する総合評価落札方式の競争入札において、企業の技術力で「地域貢献度（災害協定等の有無）」の項目で加算評価されます。
また、当該協定に基づき契約し、災害応急対策業務（防災訓練を除く）を行うと「地域貢献度（災害協定に基づく活動実績の有無）」の項目に加算評価されます。

２．応募資格

応募資格は次表のとおりとする。

項	①道路関連 ③道路啓開（西方向）	②電気・機械設備関連
（１）	予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第７０条及び第７１条の規定に該当しない者であること。	（同左）
（２）	関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成３１・３２年度一般競争（指名競争）入札参加資格業者のうち一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事、造園工事のいずれかに認定されている者であること(会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定を受けていること。)。	関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成３１・３２年度一般競争（指名競争）入札参加資格業者のうち電気設備工事、機械設備工事、通信設備工事、受変電設備工事のいずれかに認定されている者であること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定を受けていること。)。
（３）	会社更生法に基づき、更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（（２）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。	（同左）
（４）	東京都内又は神奈川県内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。	東京都内、神奈川、埼玉又は山梨県内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。

項	①道路関連 ③道路啓開（西方向）	②電気・機械設備関連
（５）	平成１６年４月１日以降に、東京都内または神奈川県内で元請けとして完成・引渡しが完了した一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事、造園工事のいずれかの施工実績（２，５００万円以上）を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率２０％以上の場合のものに限る。）	平成１６年４月１日以降に、東京都内または神奈川県内で元請けとして完成・引渡しが完了した電気設備工事、機械設備工事、通信設備工事、受変電設備工事のいずれかの施工実績（２，５００万円以上）を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率２０％以上の場合のものに限る。）
（６）	技術資料の提出期限の日から協定締結までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等措置要領（昭和５９年３月２９日付建設省厚第９１号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。	（同左）
（７）	警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。	（同左）

３．技術資料の作成及び提出に関する事項

（１）技術資料の作成は次表のとおりとする。

	①道路関連 ③道路啓開（西方向）		②電気・機械設備関連	
項	内容に関する留意事項	様式	内容に関する留意事項	様式
（１） 工 事 施 工 実 績	①　平成１６年４月１日以降に、東京都内または神奈川県内で元請けとして完成・引渡しが完了した一般土木工事、維持修繕工事､アスファルト舗装工事、造園工事の施工実績（２，５００万円以上）のうち代表的なものを１件記載する。なお、可能な限り国土交通省発注工事（成績６０点未満のものを除く）から選定する。 共同企業体構成員としての施工実績は、出資比率が２０％以上の工事に限る。	様 式 １	①　平成１６年４月１日以降に、東京都内または神奈川県内で元請けとして完成・引渡しが完了した電気設備工事、機械設備工事、通信設備工事、受変電設備工事の施工実績（２，５００万円以上）のうち代表的なものを１件記載する。なお、可能な限り国土交通省発注工事（成績６０点未満のものを除く）から選定する。 共同企業体構成員としての施工実績は、出資比率が２０％以上の工事に限る。	様 式 １
	②　工事名、発注機関名、施工場所、契約金額、工期の他、工事概要を記載する。		② （同左）	
	③　施工実績として記載した工事に係る契約書の写しを提出する。(工事名、契約金額、工期、発注者、請負者の確認できる部分のみでよい。)。ただし、財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス(CORINS)」に登録されている場合は、提出する必要はない。この場合、記載する工事のＣＯＲＩＮＳの写しを提出する。		③ （同左）	
	④　施工実績が無い場合は、協定を締結しない。		④ （同左）	

	①道路関連 ③道路啓開（西方向）		②電気・機械設備関連	
項	内容に関する留意事項	様式	内容に関する留意事項	様式
（２）協定締結希望区間の希望理由 ※１	①　協定締結の実施希望区間（複数可とし希望順位をつける）を記載する。 ②　実施希望区間は概ね5～10kmとする。 ③　記載内容は協定締結を希望する区間の路線番号、起終点の住所（目印）及び理由を記載する。 ④　上記①から（３）にて記載する参集場所迄の距離（直線距離）を記載する。	様式２ ※１		
	⑤　実施希望区間並びに上記④を別図（技術資料補足図面）に図示する。 ※別様式で提出する図面との兼用可 ※参集場所が複数の場合は代表箇所を１箇所定める。 ※上記④の希望区間から参集場所迄の距離は、参集場所の代表箇所迄の距離を記入する。	別図		

※１「首都直下地震における東京都内道路啓開（西方向）に関する協定」においては、（２）協定締結希望区間の希望理由における資料は、必要なし。

	①道路関連 ③道路啓開（西方向）		②電気・機械設備関連	
項	内容に関する留意事項	様式	内容に関する留意事項	様式
（３）出動要請時の人員配置及び参集場所状況	①　出動要請時において動員可能な技術者（土木施工管理技士等の資格を保有し監督出来る者）、作業員、オペレータの人員及び参集場所の状況を記入する。（参集場所は協定期間中、継続的に確保できるものに限る。）	様式３ ※１	①　出動要請時において動員可能な技術者（電気・機械設備に精通した者で監督出来る者）、作業員及び参集場所の状況を記入する。（参集場所は協定期間中、継続的に確保できるものに限る。）	様式２
	②　人員は自社、協力会社に所属または手配することが出来る人数とし、協定期間中継続的に確保できるもので災害時に早急に相武国道事務所の災害応急対策業務に対応できる人数を記入する。		② （同左）	
	③　上記①の参集場所を別図（技術資料補足図面）に図示する。 ※別様式で提出する図面との兼用可 ※参集場所が複数の場合は代表箇所を１箇所定めるとするが、担当工区の決定にあたり、代表箇所以外の参集場所も参考とするため、全ての参集場所を様式２及び別図へ記入すること。また、協定期間中に移転の予定がある場合は、移転先についても記入すること。	別図		
	④　動員の体制が小規模、不明瞭な場合は、協定を締結しない。		③ （同左）	

※１「首都直下地震における東京都内道路啓開（西方向）に関する協定」においては、様式２とする。

	①道路関連 ③道路啓開（西方向）		②電気・機械設備関連	
項	内容に関する留意事項	様式	内容に関する留意事項	様式
（４）資機材置場の状況	①　資機材置場の住所、面積等の状況を記載すること。	様式４		
	②　当該置場に有り、出動要請時に使用可能な資材類の内、代表的なものの名称及び備蓄数量を記載すること。	※１		
	③　上記①の場所を別図（技術資料補足図面）に図示する。 ※別様式で提出する図面との兼用可 ※資機材置場が複数の場合は代表箇所を１箇所定めるとするが、担当工区の決定にあたり、代表箇所以外の参集場所も参考とするため、全ての資機材置場を様式４及び別図へ記入すること。また、協定期間中に移転の予定がある場合は、移転先についても記入すること。	別図		

※１「首都直下地震における東京都内道路啓開（西方向）に関する協定」においては、様式３とする。

	①道路関連 ③道路啓開（西方向）		②電気・機械設備関連	
項	内容に関する留意事項	様式	内容に関する留意事項	様式
（５）出動要請時に確保可能な建設機械の状況	①　出動要請時に確保可能なクレーン類、運搬車類、掘削機類の保有及び手配状況を記載する。 ②　記載内容は、建設機械毎に名称、規格、数量、所有者（自社・リース会社の別）、保管場所を記入すること。（保管場所及び建設機械は協定期間中、継続的に確保できるものに限る。）	様式５ ※１		
	③　上記②の保管場所を別図（技術資料補足図面）に図示する。また、協定期間中に移転の予定がある場合は、移転先についても記入すること。 ※別様式で提出する図面との兼用可	別図		

※１「首都直下地震における東京都内道路啓開（西方向）に関する協定」においては、様式４とする。

	①道路関連 ③道路啓開（西方向）		②電気・機械設備関連	
項	内容に関する留意事項	様式	内容に関する留意事項	様式
（６）他の協定又は契約の締結状況	①　行政機関との間において、当事務所と同様もしくは類似する災害協定又は契約の締結状況を記載する。	様式６ ※１	① （同左）	様式３
	②　締結している場合は、協定又は契約別、名称、機関名、有効期間を記載すること。なお、複数締結している場合は、全てを記載するものとする。 （記載した協定書又は契約書の写しを添付する。）		② （同左）	
	③　災害要請が重なった場合、相武国道に協力するための体制を記載するものとする。なお、他機関からの災害要請が重複した場合の体制が不明瞭な場合は、協定を締結しない。		③ （同左）	

※１「首都直下地震における東京都内道路啓開（西方向）に関する協定」においては、様式５とする。

	①道路関連 ③道路啓開（西方向）		②電気・機械設備関連	
項	内容に関する留意事項	様式	内容に関する留意事項	様式
（７）災害時における災害活動等の実績の有無	①　平成１６年４月１日以降に、行政機関との間において、締結した災害協定又は契約に基づく災害復旧工事等の契約（締結した契約等における、災害復旧工事等の追加変更を含む。）があれば記載すること。 ②　複数の行政機関と契約している場合には、代表１件を記載する。なお代表１件については、当事務所、関東地方整備局の他事務所、高速道路株式会社、他の国の機関、県、市町村、その他法人等の順のうち、最も上位のものを記載すること。 ③　記載した契約等の内容等が確認できる契約書、仕様書、数量表、指示書等の写しを提出すること。	様式７ ※１		

※１「首都直下地震における東京都内道路啓開（西方向）に関する協定」においては、様式６とする。

	①道路関連 ③道路啓開（西方向）		②電気・機械設備関連	
項	内容に関する留意事項	様式	内容に関する留意事項	様式
（8）災害時の事業継続力の認定状況	①　技術資料の提出期限日における、関東地方整備局長から受けた災害時の基礎的事業継続力の認定の有無を記載すること。 ---------- ②　認定がある場合は、認定証の写しを必ず添付すること。	様式7 ※1		
（9）業務対応できる設備			様式で示す電気・機械設備で業務対応できる設備を記載する。	様式4

※1「首都直下地震における東京都内道路啓開（西方向）に関する協定」においては、様式6とする。

（２）　技術資料の提出

①　様式を相武国道事務所ＨＰからダウンロードにより、入手すること。

→　ＨＰアドレス：**http://www.ktr.mlit.go.jp/sobu/index.htm**

②　技術資料は次に記載する受付期間及び受付場所に持参または郵送（書留郵便等配達確認ができるもので受付期間の消印有効）すること。

・受付期間：令和元年６月１２日（水）から令和元年７月１１日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、８時３０分から１７時１５分までとする。

・受付場所：関東地方整備局 相武国道事務所 管理第二課（担当：関口）

〒192-0045　東京都八王子市大和田町４－３－１３

ＴＥＬ：０４２－６４３－２００８（管理第二課直通）

ＦＡＸ：０４２－６４４－３５２３（管理第二課直通）

③　提出書類は表紙を１頁とした通し番号を付するとともに全頁数を表示すること（頁の例：１／○○～○○／○○）。

④　提出資料と合わせて入力データを電子媒体（ＣＤ－Ｒ等）で提出してください。なお、様式１～７については①でダウンロードしたデータ（エクセルファイル）、図面等の添付資料はＰＤＦファイルとします。

４．協定締結者の選定に関する事項

（１）協定締結の方法

【道路関連】

①　協定締結者の選定は、提出された技術資料を基に技術審査の下記項目を判断し、締結するものである。なお、技術資料に欠落がある場合は協定締結の対象外とする。

審査項目	欠格要件
（１）工事施工実績	技術資料の作成及び提出に関する事項に示す施工実績が無い場合
（３）出動要請時の人員配置及び参集場所状況	技術者（監督者）、作業員及び参集場所が確保できない場合
（５）出動要請時に確保可能な建設機械の状況	建設機械（オペレータを含む）が確保できない場合
（６）災害応急に関する協定又は契約の締結状況	他機関との協定又は契約を締結してる場合に要請が重複した時の体制が不明確な場合

②　担当工区は、技術資料を参考のうえ決定する。（必ずしも希望工区とならない場合や１つの区間に対し複数者担当してもらう場合もある。）

③　協定締結希望者が予定する区間数に満たない場合、前項②の内容を勘案し、複数区間担当してもらう場合がある。

④　提出された技術資料についてヒアリングを行うことがある。その場合は別途連絡する。（令和元年７月下旬頃を予定）

【電気・機械設備関連】

①　協定締結者の選定は、提出された技術資料を基に技術審査の下記項目を判断し、締結するものである。なお、技術資料に欠落がある場合は協定締結の対象外とする。

審査項目	欠格要件
（１）工事施工実績	技術資料の作成及び提出に関する事項に示す施工実績が無い場合
（３）出動要請時の人員配置及び参集場所状況	技術者（監督者）、作業員及び参集場所が確保できない場合
（６）災害応急に関する協定又は契約の締結状況	他機関との協定又は契約を締結してる場合に要請が重複した時の体制が不明確な場合
（９）業務対応できる設備状況	業務対応できる設備が無い場合

②　電気・機械設備関連の協定締結者は、担当工区の設定はありません。
③　提出された技術資料についてヒアリングを行うことがある。その場合は別途連絡する。（令和元年７月下旬頃を予定）

【道路啓開（西方向）】

①　協定締結者の選定は、提出された技術資料を基に技術審査の下記項目を判断し、締結するものである。なお、技術資料に欠落がある場合は協定締結の対象外とする。

審査項目	欠格要件
（１）工事施工実績	技術資料の作成及び提出に関する事項に示す施工実績が無い場合
（３）出動要請時の人員配置及び参集場所状況	技術者（監督者）、作業員及び参集場所が確保できない場合
（５）出動要請時に確保可能な建設機械の状況	建設機械（オペレータを含む）が確保できない場合
（６）災害応急に関する協定又は契約の締結状況	他機関との協定又は契約を締結してる場合に要請が重複した時の体制が不明確な場合

②　提出された技術資料についてヒアリングを行うことがある。その場合は別途連絡する。（令和元年７月下旬頃を予定）

（２）協定締結者への通知

①　書面をもって相武国道事務所長から通知する。
②　通知は、令和元年８月上旬頃を予定する。

５．非締結に関する事項

（１）　技術資料を提出した者のうち協定を締結しなかった者に対しては、締結しなかった理由（非締結理由）を書面をもって相武国道事務所長から通知する。

（２）　上記（１）の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して５日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第１条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に書面により、相武国道事務所

長に対して非締結理由の説明を求めることができる。

（３）　（２）の書面の受付窓口、受付時間は次のとおりである。

・受付窓口：関東地方整備局 相武国道事務所 管理第二課（担当：関口）
〒 192-0045 東京都八王子市大和田町４－３－１３
ＴＥＬ　０４２－６４３－２００８（管理第二課直通）

・受付時間：土、日曜日及び祝日を除く毎日の８時３０分から１７時１５分まで。

（４）　（２）の書面は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

（５）　（２）の非締結理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して５日（休日を含まない。）以内に書面により回答する。

６．実施上の留意事項

（１）　技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

（２）　提出された技術資料は、協定締結者技術審査以外に提出者に無断で使用しない。

（３）　技術資料に虚偽の記載をした者は、協定締結の対象外とするとともに、協定締結後は協定を無効とする。

（４）　過去に相武国道事務所と協定締結した者で不誠実な対応等で協定を解約された者は協定締結の対象外とする場合がある。

（５）　提出期限日以降の技術資料の差し替え及び再提出は認めない。

（６）　提出された技術資料は返却しない。

（７）　本送付資料は、技術資料作成以外の目的で使用しないこと。

（８）　技術資料の作成に関する問い合わせには応じるが、他社からの技術資料の提出状況、資料の内容等の問い合わせには応じない。なお、問い合わせ先は次のとおりとする。

〒 192-0045 東京都八王子市大和田町４－３－１３
関東地方整備局 相武国道事務所 管理第二課（担当：関口）
ＴＥＬ　０４２－６４３－２００８（管理第二課直通）

以　　上

【別添資料①】

①災害応急対策業務に関する協定（道路関連）

・別図：災害応急対策業務に関する協定区間（相武国道事務所）

・「災害応急対策業務に関する協定」の各担当者毎の業務実施区間（例）

・災害応急対策業務に関する協定書（案）

・「災害応急対策業務に関する協定」運営要領（案）

【道路関連】

別図 ： 災害応急対策業務に関する協定区間図（相武国道事務所）

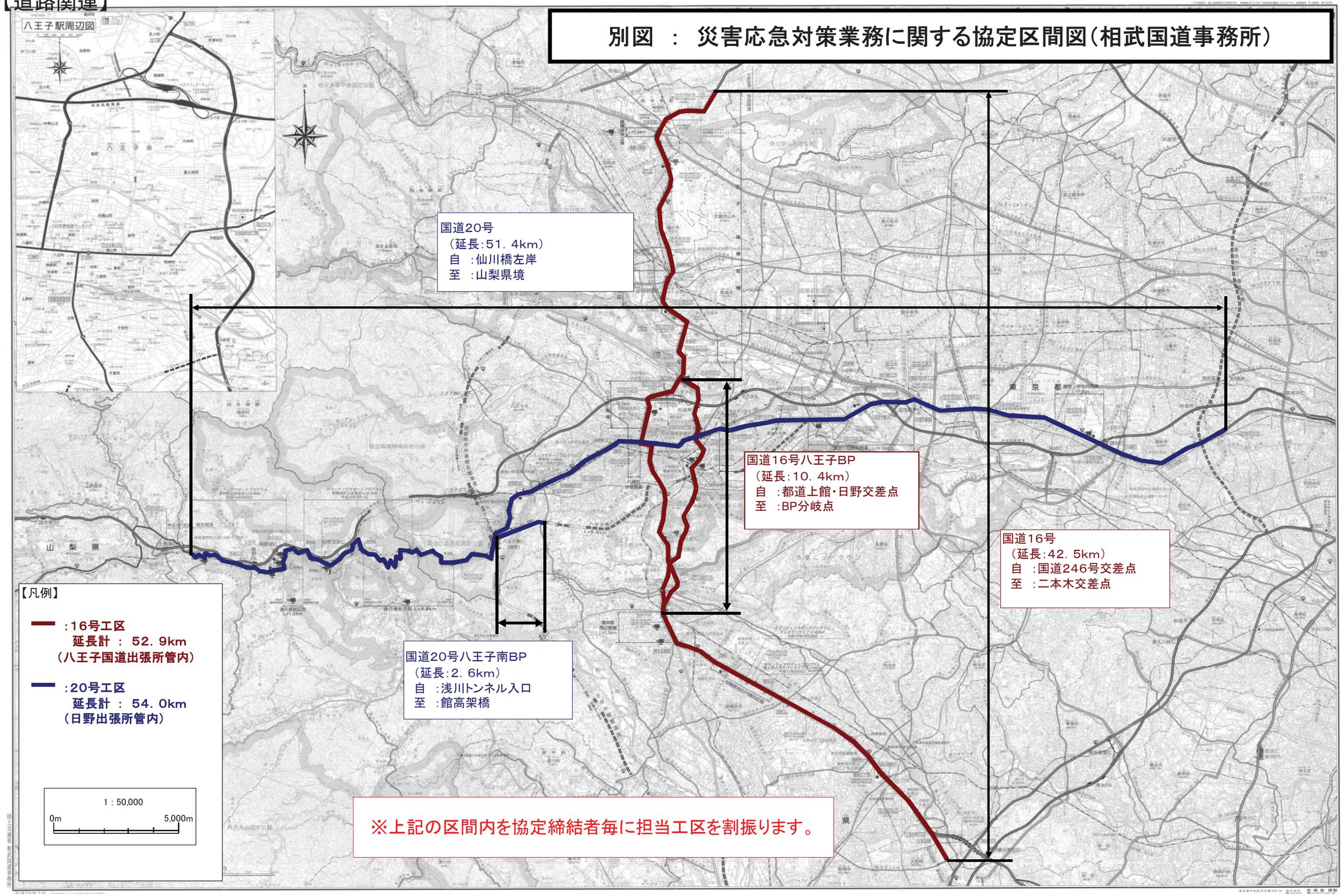

【道路関連】　　別表

「災害応急対策業務に関する協定」の各担当者毎の業務実施区間（例）

（八王子国道出張所管内）

番号	工区	区間	距離	協定者（乙）
1	16号-1工区	○○○交差点　(0.000kp) ～　○○○交差点　(0.000kp)	0.000km	○○建設(株)

（日野出張所管内）

番号	工区	区間	距離	協定者（乙）
1	20号-1工区	○○○交差点　(0.000kp) ～　○○○交差点　(0.000kp)	0.000km	○○建設(株)

災害応急対策業務に関する協定書（案）
（道路関連）

国土交通省関東地方整備局相武国道事務所長（以下「甲」という。）と
○○株式会社代表取締役▲▲・・・
（以下「乙」という。）とは、相武国道事務所所管施設等の災害時における災害応急対策業務（以下「業務」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

第１条　目的

本協定は､国土交通省関東地方整備局相武国道事務所が管理又は工事中の施設等(以下「所管施設」という。）が地震・大雨・大雪等の異常な自然現象及び予測できない災害等の発生、又は発生の恐れがある場合において、「業務」を実施するにあたり、これに必要な建設機械、資材、技術者及び労力について、甲、乙がその確保及び動員の方法を定め、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

第２条　協力要請

甲は、所管施設に災害が発生し、又は発生の恐れがある場合において、必要と認めるときは、乙に対し「業務」の要請をすることができるものとする。

２　甲は、所管施設に降雪による被害が発生し、又は発生の恐れがある場合において、必要と認めるときは、乙に対し「業務」の要請をすることができるものとする。

３　乙は、災害の発生が自明であって甲との連絡が困難な場合、第１項に示す要請があったものとみなさなければならない。

４　甲は、乙に対し、別途実施する「防災訓練等」への参加を依頼することができるものとする。

第３条　業務内容

甲が乙に対し要請を行う「業務」の内容は、以下のとおりである。

（業務内容）

①緊急点検（パトロール）

所管施設等に災害が発生し、又は発生が予想される場合における損壊箇所等被害の把握と報告を行う。

②緊急措置

道路利用者の安全確保を図るため、危険箇所にバリケードやロープ等の設置および注意喚起、交通規制の措置を周知する案内板や標識等を設置する。

また、必要に応じて甲が保有する災害対策用建設機械等の運搬及び操作を行うものとする。

③道路啓開

緊急車両の通行確保（原則として２車線確保とするが、被災状況によりやむを得ない場合は１車線確保とし必要に応じ誘導員を配置）を図るため、倒壊・散乱している沿道建物や電柱等の障害物除去、段差発生箇所の路面及び橋梁部の土嚢等による段差処理ならびに路上放置車両の移動等を実施する。

④応急復旧

道路啓開後、緊急輸送道路の機能を確保するため、土嚢等による段差処理をアスファルトによる簡易舗装にするなど、各被災箇所の状況に応じた段階的な復旧を実施する。

⑤災害対策基本法第７６条の６（ 災害時における車両の移動等） に関する業務

車両等の移動措置命令、車両等の移動の伝達、土地の一時使用措置、記録・報告等を実施する。

⑥除雪作業

降雪により交通に支障をきたす恐れがある場合、車道及び歩道の除雪を実施する。

⑦凍結防止剤散布作業

冬期路面において、運転者の予測が困難な局地的凍結、圧雪に対し、車両の走行上の危険防止を目的に実施する。

⑧防災訓練

災害発生時を想定した出動訓練、甲乙間の情報連絡訓練等を行うものとする。

⑨その他

これらの業務を実施するに当たり甲は、乙に対し必要に応じて甲が保有する災害対策用建設機械等の運搬及び操作補助を実施する作業員の派遣を依頼することができるものとする。

第４条　業務の実施区間

「業務」の実施区間は、別表及び別図のとおりとする。

２　災害の被災状況により協定者に連絡がつかない区間、又は協定を辞退して協定者が不在の区間が発生した場合等においては、上記で規定する区間以外についても「業務」を要請する場合がある。

第５条　建設資機材等の報告

乙は、あらかじめ「業務」の実施に必要な実施体制として稼働可能な建設機械並びに使用可能な資材、労力（以下「建設資機材等」という。）の数量等を把握し、別途指定する書面により報告するものとする。

２　前項の建設資機材等に著しい変動があった場合、又は甲の要請があった場合は、保有状況を速やかに甲に、書面により報告するものとする。

３　甲は、甲が保有する建設資機材等について、１項、２項と同時期に乙に書面により通知するものとする。

第６条　建設資機材等の提供

甲及び乙は、それぞれから要請があった場合、特別な理由がない限り、相互に建設資機材等を提供するものとする。

第７条　業務及び作業の出動要請

甲は乙に対し第２条に基づき「業務」の出動要請する場合は別途指定する書面より行うものとする。但し緊急かつやむを得ない状況において電話等にて要請を行った場合、甲は速やかに書面を作成し、書面の提示が可能となった時点で遅滞なく乙へこれを提示するものとする。

２　乙は、要請を受諾する場合速やかにその意思を書面にて甲へ提示するものとする。但し、緊急かつやむを得ない状況によりこれを行えない場合、電話等により受諾の意思を甲に知らせるものとする。なおこの場合、甲からの書面の提示をもって速やかに書面による受諾の意思を甲に示さなければならない。

３　甲は、乙に出動を要請する場合、協定書第３条に定める内容について明示すると共に、「現場担当者」を定めてその連絡先等を通知するものとする。

第８条　みなし出動要請

乙は、気象庁による震度情報の発表により、協定書第４条にもとづく協定区間にかかる市町村において、震度６弱以上の震度を観測した事を把握した場合、かつ甲と乙の通信連絡が不能である場合に、甲からの要請があったものとみなして、出動するものとする。この場合優先して取組む業務は、協定書第３条に示す緊急点検ならびに緊急措置とする。

２　この場合乙は、前項に示す業務と平行して、甲との連絡体勢を確保するために必要な措置を講じ、連絡体制が確保されたのち速やかに、別途指定する書面により要請を受けたと見なした事実､ならびに要請の受諾に関する意思を甲に通知するものとする。

３　第１項の緊急点検等により乙が災害状況を把握しているにもかかわらず、甲、乙相互の通信状況の改善が見られない場合等、甲からの出動要請が不可能な場合は、乙の判断により、必要な応急対策業務を段階的に実施するものとする。

第９条　契約の締結

甲は、第７条に基づき、乙に出動要請（第８条みなし出動要請含む）したときは、遅滞なく随意契約を締結するものとする。

ただし、情報連絡訓練等、実働を伴わない軽微な内容の場合を除く。

第１０条　甲、乙相互の連絡窓口

乙は、甲との連絡窓口（社内の指示体制を把握し、甲の要請に対し責任ある対応の出来る者）を定めておくこと。

２　甲、乙の連絡窓口（氏名、役職、連絡先（平日、休日の電話、メール等））は、甲、乙間で共有するものとし、本協定以外の目的には使用しないものとする。

第１１条　業務の指示等

「業務」の指示は以下のとおりとする。

（業務の指示）

①「業務」の直接の指示は、当該業務実施区間を担当する出張所長（以下「出張所長」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。ただし、

第８条による甲の出動要請が不可能な場合は乙の判断により業務を行うことができるものとする。

②前項の乙の判断により業務を行った場合においては、その内容を遅滞なく甲に報告するものとする。

第１２条　業務の実施報告

「業務」の実施報告は以下のとおりとする。

（業務の実施報告）

①乙は、第７条に基づく出動要請を受諾した場合、直ちに出動し業務を実施するものとする。

②乙の現場責任者は、出動後遅滞なく作業時間・体制及び使用建設資機材等を出張所長に書面により報告するものとする。

③緊急点検（パトロール）については、甲の指定する日報様式（ルート及び時刻、また徒歩等で実施した場合はその旨を明記）に記載し、出張所長に提出するものとする。

第１３条　業務の完了

乙は、「業務」が完了したときは、直ちにその旨を出張所長宛てに書面でもって報告するものとする。

第１４条　費用の請求

乙は「業務」の完了後、当該業務に要した費用（第６条により提供された乙の所有する建設資機材等を含む）を第９条により締結した契約に基づき甲に請求するものとする。

第１５条　費用の支払

甲は、第１４条の規定による請求の提出を受けたときは、内容を精査し第９条に基づき費用を支払うものとする。

第１６条　損害の負担

「業務」の実施において、第三者に損害を及ぼした場合、乙がその損害を賠償しなければならないものとする。ただし、その損害の内、甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担するものとする。

２　甲、乙双方の責に帰さない理由、第三者に損害を及ぼしたとき、又は建設資機材等に損害が生じたときは、乙は、その事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲、乙協議して定めるものとする。

第１７条　業務の特例

災害の発生時及び降雪時の被災状況等により、第３条で規定する以外の業務内容および第４条で規定する以外の区間についても業務及び作業を実施できるものとする。

第１８条　身分証明書の発行

災害対策基本法に基づく「業務」を行う場合は、乙は甲若しくは甲の上部機関である関東地方整備局が発行する「身分証明書」を携行するものとし、必要に応じてこれを提示するものとする。

第１９条　緊急通行車両

本協定締結後、乙は本協定に基づき甲に乙が保有している緊急通行車両に登録可能な車両を事前届け出するものとする。

第２０条　有効期限

この協定の有効期限は、令和元年９月１日から令和４年８月３１日までとする。

第２１条　協定の解約

甲もしくは乙において、協定を継続できない事情等が発生したときは、甲、乙協議のうえ協定を解約できるものとする。

２　乙においては、取引停止の事実や不渡りの事実や情報、会社更生法・民事再生法の申請等があった場合、もしくは協定の履行に当たり乙に不誠実な行為があった場合は、甲は書面による通告をもって本協定を解約することが出来る。

第２２条　運営要領

この協定に定める事項の実施にあたって、本協定書に記載なき事項は別冊「運営要領」によるものとする。

第２３条　その他

この協定に定めのない事項であって、運営要領に記載の無いもの、運営要領の記載事項に変更を要するもの、ならびにこの協定の運用にあたって疑義を生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

第２４条　附則

この協定の証として、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自１通を保有するものとする。

令和元年８月３０日

甲　国土交通省関東地方整備局
相武国道事務所長　外川　和彦　印

乙　印

相武国道事務所「災害応急対策業務に関する協定」（道路関連）
運営要領（案）

この実施要領は、災害応急対策業務に関する協定（道路関連）「第２２条　運営要領」に基づき、運営要領を下記のとおり定めるものである。

【第１章　災害応急対策業務内容】

１．緊急点検（パトロール）に関する対応について（第３条　業務内容　①項）

（１）出動基準

災害により所管施設に被害が発生または発生が予想される場合、状況により甲は乙に対し、電話連絡等で出動を要請することがある。その場合の震災時と災害の発生を確認した場合の対応については以下のとおりとする。

震災時

気象庁震度計（下表）において震度６弱以上の震度を観測した場合、乙は甲からの要請があったものとみなし、早急に担当区間の緊急点検（パトロール）に出動し、必要な場合は、緊急措置も併せて実施するものとする。

			気象庁震度計位置		
出張所	号線	方位	東京都多摩東部	神奈川県西部	神奈川県東部
八王子国道出張所管内の協定者	国道16号	北部	瑞穂町箱根ヶ崎 羽村市緑ヶ丘 福生市福生 昭島市田中町 八王子市石川町 八王子市大横町		
		南部		相模原市中央区中央 相模原市南区相模大野 相模原市緑区橋本	
			町田市森野 町田市本町田		
					大和市下鶴間

			気象庁震度計位置		
出張所	号線	方位	東京都多摩東部	神奈川県西部	神奈川県東部
日野出張所管内の協定者	国道20号	東部	調布市つつじヶ丘 調布市小島町 府中市朝日町 府中市本町 国立市富士見台 日野市明神 八王子市大横町 八王子市石川町		
		西部		相模原市緑区与瀬 相模原市緑区小渕	

災害の発生を確認した場合

・乙は災害の発生を確認した場合は速やかに甲に報告し、協定書「第７条　業務の出動の要請」及び「第１１条　業務の指示等」に基づき業務に着手する。

・甲乙相互の通信連絡が不能で、乙が被害状況を把握している場合は、協定書「第８条　みなし出動要請」に基づき安全を確認した上で乙の判断で業務を実施する。

・担当工区外において上記の状況が確認され、担当業者が出動していない場合は、甲の指示により業務を実施できるものとする。ただし、担当区間の対応が疎かにならないことが前提である。

（２）点検結果の報告

・乙は出動後、現地状況を確認し、第１報（現場責任者の氏名及び緊急連絡先、現時点での進捗状況および把握した被災状況、今後の見通し等）を甲（出張所等）に報告する。なお、発信制限により電話が繋がりにくい場合は携帯メールとする。

・緊急点検（パトロール）の内容は、甲の指定するの日報様式（ルート及び時刻、また徒歩等で実施した場合はその旨を明記）に記載し早急に提出するものとする。

（３）早急な出動が困難な場合

・乙は、早急に緊急点検（パトロール）に出動することが困難な場合は、地震発生後３０分以内にその理由及び今後の見通しを甲（出張所等）に報告する。

（４）出張所の対応

・甲（出張所）から優先電話等（勤務時間外は自宅等から）により各協定者の出動状況を確認する。

・（３）項により出動不能な区間および連絡が取れず出動が確認出来ない区間については、近隣の協定者等に緊急点検（パトロール）ならびに緊急措置を要請する場合がある。

２．緊急措置に関する対応について（第３条　業務内容　②項）

（１）主な緊急措置

「①項　緊急点検（パトロール）」等の報告から甲の指示のもと道路利用者の安全確保を図るため、被災箇所にバリケードやロープ等の設置、および注意喚起や交通規制の措置を周知する案内看板や標識等を設置すること。なお、集中豪雨等の規制、雨量規制区間の規制対応については以下のとおりとする。

集中豪雨等の規制

冠水高さが２０ｃｍに達した時点で甲が規制を行うため、出動を要請された乙は甲の指示のもと規制の補助作業を実施する。なお、集中豪雨等の主な警戒箇所は以下による。

警戒種別	国道	箇所	ｋｐ	道路構造
警戒箇所（※１）	１６号	中央線立体	３８．９～３９．０ｋｐ	アンダーパス
	１６号	大和田八高線高架下	３９．９～４０．０ｋｐ	平面交差
	１６号	瑞穂南地下道	５４．０～５４．１ｋｐ	アンダーパス
	１６号	瑞穂中央立体	５５．４～５５．７ｋｐ	アンダーパス
	２０号	南浅川アンダーボックス	５３．３～５３．５ｋｐ	アンダーパス
要注意箇所（※２）	１６号	鑓水交差点	３４．６ｋｐ	平面交差
	１６号	拝島交差点	４６．０ｋｐ	平面交差
	２０号	西八王子地区（追分交差点～町田街道入口交差点）	４６．６～５０．１ｋｐ	平面交差
	２０号	高尾山入口交差点以西、県境まで	５２．８、５５．５ｋｐ他	平面交差
その他（※３）	１６号	瑞穂八高線高架下	５６．３～５６．４ｋｐ	高架橋

（※１）:（警 戒 箇 所）冠水により、人的被害が発生する可能性が高い箇所
（※２）:（要注意箇所）冠水により、車両被害が発生する可能性が高い箇所
（※３）:（そ　の　他）本線への被害は少ないが冠水が発生する可能性が高い箇所

雨量規制区間

雨量規制区間（下表）が連続雨量１５０ｍｍ以上に達した時点で甲が規制を行うため、出動を要請された乙は甲の指示のもと規制の補助作業を実施する。

国道	箇所	ｋｐ	区間長
２０号	東京都八王子市南浅川～ 神奈川県相模原市緑区千木良	５６．９～ ６１．７ｋｐ	Ｌ＝４．８ｋｍ
２０号	神奈川県相模原市緑区与瀬～ 神奈川県相模原市緑区吉野	６５．８～ ６７．３ｋｐ	Ｌ＝１．５ｋｍ

（規制の補助作業）
・規制に必要な人員及び資機材の提供
・危険箇所、規制箇所に必要な資機材（看板、バリケード、カラーコーン等）の設置
・迂回路への誘導の補助
・規制箇所内、危険箇所のパトロールの補助

３．災害対策基本法第７６条の６に基づく業務に関する対応について（第３条　業務内容　⑤項）

災害対策基本法第７６条の６に基づく車両移動等を行う場合には、「災害対策基本法に基づく車両移動に関する運用の手引き」により行うものとする。

４．除雪作業に関する対応について（第３条　業務内容　⑥項）

道路交通が降雪による被害が発生、または発生の恐れがある場合、車道及び歩道の除雪を甲の要請により以下のとおり行うものとする。

（１）車道除雪

車道除雪は常時所定の車線を確保することを目標とし、安全で円滑な冬期道路交通の確保を図るため、甲の指示により実施する。要請された区間は異常降雪時であっても下表のとおり、幅員、路面状況を下回らないことを原則とする。

車線数	異常気象時	
	確保数車線	最小確保幅員
２車線	１車線	３．０ｍ
４車線	２車線	６．０ｍ
６車線	４車線	１２．０ｍ

（２）歩道除雪

降雪による車道との高低差の発生、不陸の発生等、歩行に支障をきたす恐れがある場合、甲の指示により歩道除雪を実施する。対象箇所は主に横断歩道橋、側道橋、歩道等のうち通学路及び歩行者の多い通路を優先的に行う。なお、歩道幅員については歩行者数・現歩道幅員によるが、１．０ｍ以上を確保する。

５．凍結防止剤散布作業に関する対応について（第３条　業務内容　⑦項）

冬期路面において、運転者の予測が困難な局地的凍結、圧雪に対し、車両の走行上の危険防止を目的に甲の要請により実施する。散布量は２０ｇ／ｍ２を目安に要請箇所の状況に応じた散布を行う。

なお、出動を要請された乙で凍結防止剤を保持していない場合は甲から支給することも可能。

６．防災訓練に関する対応について（第２条　協力要請　４項、第３条　業務内容　⑧項）

甲が実施する防災訓練、講習会への参加を乙に連絡する。なお、この協定に基づく防災訓練等は総合評価落札方式の地域への貢献度でいう災害活動実績に認めないものとする。

（主な訓練、講習会の内容）

・災害対策用建設機械等操作講習会

実施時期：毎年６月頃

内　　容：甲が保有する災害対策用建設機械（対策本部車、待機支援車、照明車、排水ポンプ車ｋｕ－ＳＡＴ（衛星通信装置）等）の機械の操作講習を行う。（会場は都内を予定）

・総合地震防災訓練

実施時期：毎年９月頃（防災の日に合わせて実施）

内　　容：仮想の災害を想定し　た出動訓練及び甲、乙間の情報連絡訓練等を行う。訓練方法は事前に連絡する。

・除雪対応等道路啓開訓練

実施時期：毎年１１月頃

内　　容：甲が保有する道路啓開機材を使用した訓練等を行う。（会場は都内を予定）

【第２章　通常時の体制】

（１）出動体制

乙は、甲の要請によらず自主的に作業を開始する業務に対応出来るように、担当区間を把握し、社内における出動体制を整備しておくこと。

（２）待機

災害発生の恐れのある場合、事前に待機してもらう場合がある。

（３）その他

・甲は、乙の連絡窓口及び保有資機材等の調査を年２回程度実施する。なお、内容に著しい変動があった場合は速やかに書面により報告するものとする。

・被災箇所への出動に備えて、公安委員会に災害時に使用する車輌の事前通行登録を行うこと。（甲による対応が必要な事項については調整する。）

以　　上

【別添資料②】

②災害応急対策業務に関する協定
（電気・機械設備関連）

・別図：災害応急対策業務に関する協定区間（相武国道事務所）

・災害応急対策業務に関する協定書（案）

・「災害応急対策業務に関する協定」運営要領（案）

・相武国道事務所管内　電気・機械設備一覧

【電気・機械設備関連】

別図 ： 災害応急対策業務に関する協定区間図（相武国道事務所）

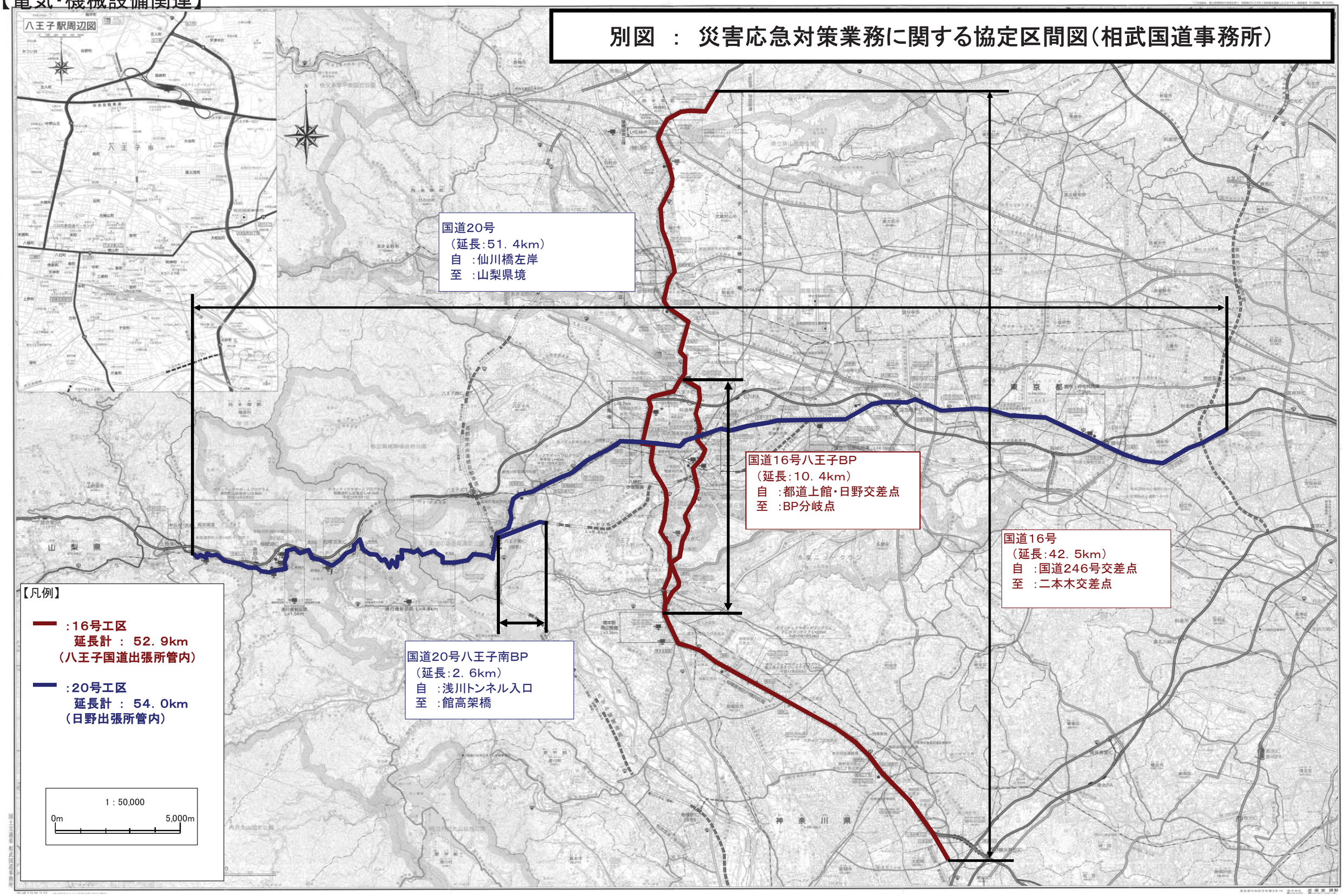

災害応急対策業務に関する協定書（案）
（電気・機械設備関連）

国土交通省関東地方整備局相武国道事務所長（以下「甲」という。）と
○○株式会社代表取締役▲▲・・・
（以下「乙」という。）とは、相武国道事務所所管施設等の災害応急対策業務（以下「業務」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

第１条　目的

本協定は、国土交通省関東地方整備局相武国道事務所が管理又は工事中の施設等（以下「所管施設」という。）が地震・大雨・大雪等の異常な自然現象及び予測できない災害等の発生、または発生の恐れがある場合において、「業務」を実施するにあたり、これに必要な資材、技術者及び労力について、甲乙がその確保及び動員の方法を定め、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

第２条　協力要請

甲は、所管施設に災害が発生し、または発生の恐れがある場合において、必要と認めるときは、乙に対し、「業務」の要請をすることができるものとする。

２　甲は乙に対し、別途実施する「防災訓練等」への参加を依頼することができるものとする。

第３条　業務内容

甲が乙に対し要請を行う「業務」の内容は、以下のとおりである。

①緊急点検

電気・機械設備等に災害が発生し、または発生が予想される場合における損壊箇所等被害の把握と報告を行う。

主な設備

道路照明設備、道路情報設備、CCTV 設備、受変電設備、光ﾌｧｲﾊﾞｰﾈｯﾄﾜｰｸ設備、多重無線通信設備、地下道監視設備、ﾃﾚﾒｰﾀ設備、道路防災設備、道路排水設備、道路トンネル非常用設備、共同溝附帯設備、非常用井戸設備、その他甲の指示する設備　等

②緊急措置

道路利用者の安全確保を図るため、電気・機械設備等に関係する危険箇所にバリケードやロープ等の設置および注意喚起、交通規制の措置を周知する案内板や標識等を設置する。

また、必要に応じて甲が保有する災害対策用建設機械等の運搬及び操作を行うも

のとする。

③応急復旧

被災した電気・機械設備の機能回復に必要な応急復旧作業を実施する。

④防災訓練

災害発生時を想定した出動訓練、甲乙間の情報連絡訓練等を行うものとする。

第４条　業務の実施区間

「業務」の実施区間は、別図の相武国道事務所管内とする。なお、管内以外についても要請する場合がある。

第５条　実施体制等の報告

乙は、あらかじめ「業務」の実施に必要な実施体制として技術者を把握し、別途指定する書面により報告するものとする。

第６条　業務の出動要請

甲は乙に対し第２条に基づき「業務」を出動要請する場合は別途指定する書面より行うものとする。但し緊急かつやむを得ない状況において電話等にて要請を行った場合、甲は速やかに書面を作成し、書面の提示が可能となった時点で遅滞なく乙へこれを提示するものとする。

２　乙は、要請を受諾する場合速やかにその意思を書面にて甲へ提示するものとする。但し、緊急かつやむを得ない状況によりこれを行えない場合、電話等により受諾の意思を甲に知らせるものとする。なおこの場合、甲からの書面の提示をもって速やかに書面による受諾の意思を甲に示さなければならない。

３　甲は、乙に出動を要請する場合、協定書第３条に定める内容について明示すると共に、「現場担当者」を定めてその連絡先等を通知するものとする。

第７条　契約の締結

甲は、第６条に基づき、乙に出動要請したときは、遅滞なく随意契約を締結するものとする。

ただし、情報連絡訓練等、実働を伴わない軽微な内容の場合を除く。

第８条　甲、乙相互の連絡窓口

乙は、甲との連絡窓口（社内の指示体制を把握し、甲の要請に対し責任ある対応の出来る者）を定めておくこと。

２　甲、乙の連絡窓口（氏名、役職、連絡先（平日、休日の電話、メール等））は、甲、乙間で共有するものとし、本協定以外の目的には使用しないものとする。

第９条　業務の指示

「業務」の直接の指示は、当該業務実施区間を担当する出張所長等（以下「出張所

長等」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

第１０条　業務の実施報告

「業務」の実施報告は以下のとおりとする。

①乙は、第６条に基づく出動要請を受諾した場合、直ちに出動し業務を実施するものとする。

②乙の現場責任者は、出動後遅滞なく作業時間・体制及び使用建設資機材等を出張所長に書面により報告するものとする。

第１１条　業務の完了

乙は、「業務」が完了したときは、直ちにその旨を出張所長宛てに書面でもって報告するものとする。

第１２条　費用の請求

乙は「業務」の完了後、当該業務に要した費用を第７条により締結した契約に基づき甲に請求するものとする。

第１３条　費用の支払

甲は第１２条の既定による請求の提出を受けたときは、内容を精査し第７条に基づき支払うものとする。

第１４条　損害の負担

「業務」の実施において、第三者に損害を及ぼした場合、乙がその損害を賠償しなければならないものとする。ただし、その損害の内、甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担するものとする。

２　甲、乙双方の責に帰さない理由、第三者に損害を及ぼしたとき、又は建設資機材等に損害が生じたときは、乙は、その事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲、乙協議して定めるものとする。

第１５条　業務の特例

災害の発生状況により、第３条で規定する以外の業務内容および第４条で規定する以外の区間についても業務を実施できるものとする。

第１６条　緊急通行車両

本協定締結後、乙は本協定に基づき甲に乙が保有している緊急通行車両に登録可能な車両を事前届け出するものとする。

第１７条　有効期限

この協定の有効期限は、令和元年９月１日から令和４年８月３１日までとする。

第１８条　協定の解約

甲もしくは乙において、協定を継続できない事情等が発生したときは、甲乙協議のうえ協定を解約できるものとする。

２　乙においては、取引停止の事実や不渡りの事実や情報、会社更生法・民事再生法の申請等があった場合、もしくは協定の履行に当たり乙に不誠実な行為があった場合は、甲は書面による通告をもって本協定を解除することが出来る。

第１９条　運営要領

この協定に定める事項の実施にあたって、本協定書に記載なき事項は別冊「運営要領」によるものとする。

第２０条　その他

この協定に定めのない事項であって、運営要領に記載の無いもの、運営要領の記載事項に変更を要するもの、ならびにこの協定の運用にあたって疑義を生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

第２１条　附則

この協定の証として、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自１通を保有するものとする。

令和元年８月３０日

甲　国土交通省関東地方整備局
相武国道事務所長　外川　和彦　印

乙　印

相武国道事務所「災害応急対策業務に関する協定」（電気・機械設備関連）運営要領（案）

災害応急対策業務に関する協定（電気・機械設備関連）「第１９条　運営要領」に基づき、運営要領を下記のとおり定めるものである。

【第１章　災害応急対策業務内容】

１．緊急点検に関する対応について（第３条　業務内容　①項）

（１）出動基準

災害により電気・機械設備（別紙）に被害が発生し、または発生が予想される場合、緊急点検は基本的に事務所が委託する点検業務内で行うものとするが、災害等の状況により甲は乙に対し、電話連絡等で出動を要請することがある。

この場合、甲は乙に対して緊急点検が必要な設備を指示するものとする。

（２）点検結果の報告

・乙は出動後、現地状況を確認し、第１報（現場責任者の氏名及び緊急連絡先、現時点での進捗状況および把握した被災状況、今後の見通し等）を甲（出張所等）に報告する。なお、発信制限により電話が繋がりにくい場合は携帯メールとする。

・緊急点検の内容は、甲の指定するの様式に整理し早急に提出するものとする。

（３）早急な出動が困難な場合

・乙は、緊急点検に出動することが困難な場合、その理由及び今後の見通しを甲（出張所等）に報告する。

（４）出張所等の対応

・出動要請後、甲（出張所等）から優先電話等（勤務時間外は自宅等から）により協定会社に点検状況を確認する。

２．防災訓練に関する対応について（第２条　協力要請　２項及び第３条　業務内容　④項）

甲が実施する防災訓練、講習会への参加を乙に連絡する。なお、この協定に基づく防災訓練等は総合評価落札方式の地域への貢献度でいう災害活動実績に認めないものとする。

（主な訓練、講習会の内容）

・災害対策用建設機械等操作講習会

実施時期：毎年６月頃

内　　容：甲が保有する災害対策用建設機械（対策本部車、待機支援車、照明車、排水ポンプ車ｋｕ－ＳＡＴ（衛星通信装置）等）の機械の操作講習を行う。（会場は都内を予定）

・総合地震防災訓練

実施時期：毎年９月頃（防災の日に合わせて実施）

内　　容：仮想の災害を想定した出動訓練及び甲、乙間の情報連絡訓練等を行う。訓練方法は事前に連絡する。

【第２章　通常時の体制】

（１）出動体制

乙は業務に対応出来るように、管内設備を把握し、社内における出動体制を整備しておくこと。

（２）待機

災害発生の恐れのある場合、事前に待機してもらう場合がある。

（３）その他

・甲は乙の連絡窓口及び、技術者の調査を年２回程度実施する。なお、内容に著しい変動があった場合は速やかに書面により報告するものとする。

・被災箇所への出動に備えて、公安委員会に災害時に使用する車輌の事前通行登録を行うこと。（甲による対応が必要な事項については調整する。）

以　　上

（別紙）

相武国道事務所管内　電気・機械設備一覧

番号	施設名	住所	国道	距離標	設備区分	設備名	装置名、規格等
1	相武国道事務所	東京都八王子市大和田町4-3-13	－	－	多重無線通信設備	多重無線通信設備	FWA無線装置(18GHz)
2	相武国道事務所	東京都八王子市大和田町4-3-13	－	－	多重無線通信設備	多重無線通信設備	デハイドレータ
3	相武国道事務所	東京都八王子市大和田町4-3-13	－	－	多重無線通信設備	端局設備	ディジタル端局装置
4	相武国道事務所	東京都八王子市大和田町4-3-13	－	－	多重無線通信設備	遠方監視制御設備	専用通信網監視制御装置
5	相武国道事務所	東京都八王子市大和田町4-3-13	－	－	多重無線通信設備	遠方監視制御設備	無停電電源装置(UPS)3KVA
6	相武国道事務所	東京都八王子市大和田町4-3-13	－	－	光ﾌｧｲﾊﾞｰﾈｯﾄﾜｰｸ設備	光ﾌｧｲﾊﾞｰﾈｯﾄﾜｰｸ設備	光ﾌｧｲﾊﾞ線路監視装置
7	相武国道事務所	東京都八王子市大和田町4-3-13	－	－	光ﾌｧｲﾊﾞｰﾈｯﾄﾜｰｸ設備	光ﾌｧｲﾊﾞｰﾈｯﾄﾜｰｸ設備	管理施設用小容量光伝送装置(MPON)
8	相武国道事務所	東京都八王子市大和田町4-3-13	－	－	光ﾌｧｲﾊﾞｰﾈｯﾄﾜｰｸ設備	光ﾌｧｲﾊﾞｰﾈｯﾄﾜｰｸ設備	無停電電源装置(UPS)0.7KVA
9	相武国道事務所	東京都八王子市大和田町4-3-13	－	－	多重無線通信設備	超短波無線電話設備	超短波無線電話装置（ＭＬ）
#REF!	相武国道事務所	東京都八王子市大和田町4-3-13	－	－	テレメータ設備	テレメータ設備	テレメータ監視局装置
#REF!	相武国道事務所	東京都八王子市大和田町4-3-13	－	－	テレメータ設備	テレメータ設備	テレメータ観測局装置
#REF!	相武国道事務所	東京都八王子市大和田町4-3-13	－	－	テレメータ設備	テレメータ設備	IPテレメータ監視局装置
#REF!	相武国道事務所	東京都八王子市大和田町4-3-13	－	－	テレメータ設備	テレメータ設備	L3-SW(IPﾃﾚﾒｰﾀ用)
#REF!	相武国道事務所	東京都八王子市大和田町4-3-13	－	－	テレメータ設備	テレメータ設備	センサ（雨量計）
#REF!	相武国道事務所	東京都八王子市大和田町4-3-13	－	－	テレメータ設備	テレメータ設備	無停電電源装置(UPS)1.4KVA､1.5KVA
#REF!	相武国道事務所	東京都八王子市大和田町4-3-13	－	－	受変電設備	直流電源設備	直流電源装置(48V通信設備用)
#REF!	相武国道事務所	東京都八王子市大和田町4-3-13	－	－	ＣＣＴＶ設備	ＣＣＴＶ設備	ＣＣＴＶ監視制御装置
#REF!	相武国道事務所	東京都八王子市大和田町4-3-13	－	－	ＣＣＴＶ設備	ＣＣＴＶ設備	ＣＣＴＶ制御装置
#REF!	相武国道事務所	東京都八王子市大和田町4-3-13	－	－	ＣＣＴＶ設備	ＣＣＴＶ設備	光伝送装置（光画像伝送装置）
#REF!	相武国道事務所	東京都八王子市大和田町4-3-13	－	－	ＣＣＴＶ設備	ＣＣＴＶ設備	監視制御装置（光送受信部）
#REF!	相武国道事務所	東京都八王子市大和田町4-3-13	－	－	ＣＣＴＶ設備	ＣＣＴＶ設備	監視制御装置（光映像受信部）
#REF!	相武国道事務所	東京都八王子市大和田町4-3-13	－	－	ＣＣＴＶ設備	ＣＣＴＶ設備	無停電電源装置(UPS)0.7KVA､3KVA
#REF!	相武国道事務所	東京都八王子市大和田町4-3-13	－	－	多重無線通信設備	自動電話交換設備	自動電話交換装置（電子型）
#REF!	相武国道事務所	東京都八王子市大和田町4-3-13	－	－	多重無線通信設備	自動電話交換設備	VoIPゲートウェイ
#REF!	相武国道事務所	東京都八王子市大和田町4-3-13	－	－	多重無線通信設備	自動電話交換設備	無停電電源装置(UPS)1KVA
#REF!	相武国道事務所	東京都八王子市大和田町4-3-13	－	－	道路情報設備	道路情報表示設備	主制御機
#REF!	相武国道事務所	東京都八王子市大和田町4-3-13	－	－	道路情報設備	道路情報表示設備	L3-SW
#REF!	相武国道事務所	東京都八王子市大和田町4-3-13	－	－	道路情報設備	道路情報表示設備	無停電電源装置(UPS)0.7KVA､1.4KVA
#REF!	相武国道事務所	東京都八王子市大和田町4-3-13	－	－	道路トンネル非常用設備	道路トンネル非常用装置	受信制御機
#REF!	相武国道事務所	東京都八王子市大和田町4-3-13	－	－	道路トンネル非常用設備	道路トンネル非常用装置	監視盤(監視端末)
#REF!	相武国道事務所	東京都八王子市大和田町4-3-13	－	－	道路情報設備	ラジオ再放送装置	放送制御架
#REF!	相武国道事務所	東京都八王子市大和田町4-3-13	－	－	道路情報設備	ラジオ再放送装置	受信架
#REF!	相武国道事務所	東京都八王子市大和田町4-3-13	－	－	道路情報設備	路側放送設備	路側再生装置
#REF!	相武国道事務所	東京都八王子市大和田町4-3-13	－	－	道路情報設備	路側放送設備	再生制御装置
#REF!	相武国道事務所	東京都八王子市大和田町4-3-13	－	－	道路情報設備	路側放送設備	無停電電源装置(UPS)1.5KVA
#REF!	相武国道事務所	東京都八王子市大和田町4-3-13	－	－	道路情報設備	車種別車両感知設備	車種別車両感知器（中央装置）
#REF!	相武国道事務所	東京都八王子市大和田町4-3-13	－	－	道路情報設備	車種別車両感知設備	無停電電源装置(UPS)1.5KVA
#REF!	相武国道事務所	東京都八王子市大和田町4-3-13	－	－	道路情報設備	電子応用設備（道路情報システム）	道路情報webサーバ
#REF!	相武国道事務所	東京都八王子市大和田町4-3-13	－	－	道路情報設備	電子応用設備（道路情報システム）	道路情報DBサーバ
#REF!	相武国道事務所	東京都八王子市大和田町4-3-13	－	－	道路情報設備	電子応用設備（道路情報システム）	道路情報提供サーバ
#REF!	相武国道事務所	東京都八王子市大和田町4-3-13	－	－	道路情報設備	電子応用設備（道路情報システム）	携帯電話メール配信サーバ
#REF!	相武国道事務所	東京都八王子市大和田町4-3-13	－	－	道路情報設備	電子応用設備（道路情報システム）	情報共有webサーバ
#REF!	相武国道事務所	東京都八王子市大和田町4-3-13	－	－	道路情報設備	電子応用設備（道路情報システム）	情報共有基盤装置
#REF!	相武国道事務所	東京都八王子市大和田町4-3-13	－	－	道路情報設備	電子応用設備（道路情報システム）	無停電電源装置(UPS)
#REF!	相武国道事務所	東京都八王子市大和田町4-3-13	－	－	受変電設備	高圧設備	高圧設備（断路器）7.2KV、400A
#REF!	相武国道事務所	東京都八王子市大和田町4-3-13	－	－	受変電設備	高圧設備	高圧設備（真空遮断器）7.2KV
#REF!	相武国道事務所	東京都八王子市大和田町4-3-13	－	－	受変電設備	高圧設備	高圧設備（油入変圧器）300KVA×2､200KVA×1
#REF!	相武国道事務所	東京都八王子市大和田町4-3-13	－	－	受変電設備	高圧設備	高圧設備（計器用変成器）
#REF!	相武国道事務所	東京都八王子市大和田町4-3-13	－	－	受変電設備	高圧設備	高圧設備（避雷器）
#REF!	相武国道事務所	東京都八王子市大和田町4-3-13	－	－	受変電設備	高圧設備	高圧設備（閉鎖配電盤）
#REF!	相武国道事務所	東京都八王子市大和田町4-3-13	－	－	受変電設備	高圧設備	高圧設備（電力用コンデンサ設備）
#REF!	相武国道事務所	東京都八王子市大和田町4-3-13	－	－	受変電設備	高圧設備	高圧設備（電力ヒューズ）7.2KV、30A
#REF!	相武国道事務所	東京都八王子市大和田町4-3-13	－	－	受変電設備	高圧設備	高圧設備（開閉器）
#REF!	相武国道事務所	東京都八王子市大和田町4-3-13	－	－	受変電設備	高圧設備	高圧設備（母線）
#REF!	相武国道事務所	東京都八王子市大和田町4-3-13	－	－	受変電設備	高圧設備	高圧設備（引込柱）
#REF!	相武国道事務所	東京都八王子市大和田町4-3-13	－	－	受変電設備	高圧設備	高圧設備（区分開閉器）
#REF!	相武国道事務所	東京都八王子市大和田町4-3-13	－	－	受変電設備	高圧設備	高圧設備（ケーブル）
#REF!	相武国道事務所	東京都八王子市大和田町4-3-13	－	－	受変電設備	低圧設備	動力・電灯盤
#REF!	相武国道事務所	東京都八王子市大和田町4-3-13	－	－	受変電設備	低圧設備	分電盤
#REF!	相武国道事務所	東京都八王子市大和田町4-3-13	－	－	受変電設備	発電設備	発動発電機(ｶﾞｽﾀｰﾋﾞﾝ500KVA)
#REF!	相武国道事務所	東京都八王子市大和田町4-3-13	－	－	受変電設備	発電設備	発動発電機(直流電源盤・発電機盤)
#REF!	相武国道事務所	東京都八王子市大和田町4-3-13	－	－	地下道監視設備	地下道監視設備	施設監視装置
#REF!	相武国道事務所	東京都八王子市大和田町4-3-13	－	－	地下道監視設備	地下道監視設備	無停電電源装置(UPS)1KVA
#REF!	相武国道事務所	東京都八王子市大和田町4-3-13	－	－	道路情報設備	安全走行支援システム	無停電電源装置(UPS)2KVA､1.5KVA×2台
#REF!	相武国道事務所	東京都八王子市大和田町4-3-13	－	－	道路情報設備	冠水表示設備	受信制御機
#REF!	相武国道事務所	東京都八王子市大和田町4-3-13	－	－	道路情報設備	冠水表示設備	無停電電源装置(UPS)0.5KVA
#REF!	相武国道事務所	東京都八王子市大和田町4-3-13	－	－	非常用井戸設備	井戸設備	井戸ポンプ(φ50)1台
#REF!	相武国道事務所	東京都八王子市大和田町4-3-13	－	－	非常用井戸設備	井戸設備	井戸ポンプ制御盤
#REF!	日野出張所	東京都日野市新町1-4-5	－	－	多重無線通信設備	端局設備	ディジタル端局装置
#REF!	日野出張所	東京都日野市新町1-4-5	－	－	多重無線通信設備	端局設備	無停電電源装置(UPS)3KVA
#REF!	日野出張所	東京都日野市新町1-4-5	－	－	多重無線通信設備	遠方監視制御設備	専用通信網被監視制御装置
#REF!	日野出張所	東京都日野市新町1-4-5	－	－	多重無線通信設備	超短波無線電話設備	超短波無線電話装置（150MHZ帯移動局）
#REF!	日野出張所	東京都日野市新町1-4-5	－	－	ＣＣＴＶ設備	ＣＣＴＶ設備	ＣＣＴＶ制御装置
#REF!	日野出張所	東京都日野市新町1-4-5	－	－	ＣＣＴＶ設備	ＣＣＴＶ設備	ＣＣＴＶ制御装置(操作機端末)
#REF!	日野出張所	東京都日野市新町1-4-5	－	－	多重無線通信設備	自動電話交換設備	自動電話交換装置（簡易型）
#REF!	日野出張所	東京都日野市新町1-4-5	－	－	道路情報設備	電子応用設備（道路情報システム）	L3-SW
#REF!	日野出張所	東京都日野市新町1-4-5	－	－	道路情報設備	電子応用設備（道路情報システム）	無停電電源装置(UPS)0.5KVA､1KVA
#REF!	日野出張所	東京都日野市新町1-4-5	－	－	受変電設備	低圧設備	分電盤
#REF!	日野出張所	東京都日野市新町1-4-5	－	－	受変電設備	発電設備	発動発電機(ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ　15KVA)
#REF!	日野出張所	東京都日野市新町1-4-5	－	－	受変電設備	発電設備	発動発電機(直流電源盤・発電機盤)
#REF!	日野出張所	東京都日野市新町1-4-5	－	－	非常用井戸設備	井戸設備	井戸ポンプ(φ50)1台
#REF!	日野出張所	東京都日野市新町1-4-5	－	－	非常用井戸設備	井戸設備	井戸ポンプ制御盤
#REF!	八王子国道出張所	東京都八王子市北野町558-5	－	－	多重無線通信設備	多重無線通信設備	多重無線通信装置(18GHzFWA)
#REF!	八王子国道出張所	東京都八王子市北野町558-5	－	－	多重無線通信設備	端局設備	ディジタル端局装置
#REF!	八王子国道出張所	東京都八王子市北野町558-5	－	－	多重無線通信設備	遠方監視制御設備	専用通信網被監視制御装置
#REF!	八王子国道出張所	東京都八王子市北野町558-5	－	－	多重無線通信設備	超短波無線電話設備	超短波無線電話装置（150MHZ帯移動局）
#REF!	八王子国道出張所	東京都八王子市北野町558-5	－	－	受変電設備	直流電源設備	直流電源装置(48V通信設備用)
#REF!	八王子国道出張所	東京都八王子市北野町558-5	－	－	ＣＣＴＶ設備	ＣＣＴＶ設備	ＣＣＴＶ制御装置
#REF!	八王子国道出張所	東京都八王子市北野町558-5	－	－	ＣＣＴＶ設備	ＣＣＴＶ設備	ＣＣＴＶ制御装置(操作機端末)
#REF!	八王子国道出張所	東京都八王子市北野町558-5	－	－	多重無線通信設備	自動電話交換設備	自動電話交換装置（簡易型）
#REF!	八王子国道出張所	東京都八王子市北野町558-5	－	－	道路情報設備	電子応用設備（道路情報システム）	L3-SW
#REF!	八王子国道出張所	東京都八王子市北野町558-5	－	－	道路情報設備	電子応用設備（道路情報システム）	無停電電源装置(UPS)0.5KVA､1KVA
#REF!	八王子国道出張所	東京都八王子市北野町558-5	－	－	受変電設備	低圧設備	分電盤
#REF!	八王子国道出張所	東京都八王子市北野町558-5	－	－	受変電設備	発電設備	発動発電機(ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ　37.5KVA)
#REF!	八王子国道出張所	東京都八王子市北野町558-5	－	－	受変電設備	発電設備	発動発電機(直流電源盤・発電機盤)
#REF!	八王子国道出張所	東京都八王子市北野町558-5	－	－	非常用井戸設備	井戸設備	井戸ポンプ(φ50)1台
#REF!	八王子国道出張所	東京都八王子市北野町558-5	－	－	非常用井戸設備	井戸設備	井戸ポンプ制御盤
#REF!	小仏無線中継所	東京都八王子市裏高尾町1885	－	－	多重無線通信設備	多重無線通信設備	多重無線通信装置(12GHzPCM)4PSK
#REF!	小仏無線中継所	東京都八王子市裏高尾町1885	－	－	多重無線通信設備	多重無線通信設備	デハイドレータ
#REF!	小仏無線中継所	東京都八王子市裏高尾町1885	－	－	多重無線通信設備	端局設備	ディジタル端局装置
#REF!	小仏無線中継所	東京都八王子市裏高尾町1885	－	－	多重無線通信設備	遠方監視制御設備	専用通信網被監視制御装置
#REF!	小仏無線中継所	東京都八王子市裏高尾町1885	－	－	多重無線通信設備	超短波無線電話設備	超短波無線電話装置（ＦＢ）
#REF!	小仏無線中継所	東京都八王子市裏高尾町1885	－	－	受変電設備	直流電源設備	直流電源装置(48V通信設備用)
#REF!	小仏無線中継所	東京都八王子市裏高尾町1885	－	－	受変電設備	低圧設備	分電盤
#REF!	小仏無線中継所	東京都八王子市裏高尾町1885	－	－	受変電設備	発電設備	発動発電機(ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ　37.5KVA)
#REF!	小仏無線中継所	東京都八王子市裏高尾町1885	－	－	受変電設備	発電設備	発動発電機(直流電源盤・発電機盤)
#REF!	城山無線中継所	神奈川県相模原市緑区三井地先	－	－	多重無線通信設備	多重無線通信設備	多重無線通信装置(12GHzPCM)4PSK
#REF!	城山無線中継所	神奈川県相模原市緑区三井地先	－	－	多重無線通信設備	遠方監視制御設備	専用通信網被監視制御装置
#REF!	浅川トンネル	東京都八王子市館町地先～東京都八王子市南浅川地先	20号BP	－	受変電設備	高圧設備	高圧設備（断路器）7.2KV、400A
#REF!	浅川トンネル	東京都八王子市館町地先～東京都八王子市南浅川地先	20号BP	－	受変電設備	高圧設備	高圧設備（真空遮断器）7.2KV
#REF!	浅川トンネル	東京都八王子市館町地先～東京都八王子市南浅川地先	20号BP	－	受変電設備	高圧設備	高圧設備（ﾓｰﾙﾄﾞ変圧器）300kVA
#REF!	浅川トンネル	東京都八王子市館町地先～東京都八王子市南浅川地先	20号BP	－	受変電設備	高圧設備	高圧設備（計器用変成器）
#REF!	浅川トンネル	東京都八王子市館町地先～東京都八王子市南浅川地先	20号BP	－	受変電設備	高圧設備	高圧設備（避雷器）
#REF!	浅川トンネル	東京都八王子市館町地先～東京都八王子市南浅川地先	20号BP	－	受変電設備	高圧設備	高圧設備（閉鎖配電盤）
#REF!	浅川トンネル	東京都八王子市館町地先～東京都八王子市南浅川地先	20号BP	－	受変電設備	高圧設備	高圧設備（電力ヒューズ）7.2KV、50A
#REF!	浅川トンネル	東京都八王子市館町地先～東京都八王子市南浅川地先	20号BP	－	受変電設備	高圧設備	高圧設備（開閉器）
#REF!	浅川トンネル	東京都八王子市館町地先～東京都八王子市南浅川地先	20号BP	－	受変電設備	高圧設備	高圧設備（母線）
#REF!	浅川トンネル	東京都八王子市館町地先～東京都八王子市南浅川地先	20号BP	－	受変電設備	高圧設備	高圧設備（引込柱）
#REF!	浅川トンネル	東京都八王子市館町地先～東京都八王子市南浅川地先	20号BP	－	受変電設備	高圧設備	高圧設備（区分開閉器）
#REF!	浅川トンネル	東京都八王子市館町地先～東京都八王子市南浅川地先	20号BP	－	受変電設備	高圧設備	高圧設備（ケーブル）
#REF!	浅川トンネル	東京都八王子市館町地先～東京都八王子市南浅川地先	20号BP	－	受変電設備	低圧設備	動力・電灯盤
#REF!	浅川トンネル	東京都八王子市館町地先～東京都八王子市南浅川地先	20号BP	－	受変電設備	低圧設備	分電盤
#REF!	浅川トンネル	東京都八王子市館町地先～東京都八王子市南浅川地先	20号BP	－	受変電設備	発電設備	発動発電機(ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ　250kVA)
#REF!	浅川トンネル	東京都八王子市館町地先～東京都八王子市南浅川地先	20号BP	－	受変電設備	発電設備	発動発電機(直流電源盤・発電機盤)
#REF!	浅川トンネル	東京都八王子市館町地先～東京都八王子市南浅川地先	20号BP	－	道路トンネル非常用設備	道路トンネル非常用装置	無停電電源装置(MSE)50kVA
#REF!	浅川トンネル	東京都八王子市館町地先～東京都八王子市南浅川地先	20号BP	－	ＣＣＴＶ設備	ＣＣＴＶ設備	カメラ装置(旋回式)
#REF!	浅川トンネル	東京都八王子市館町地先～東京都八王子市南浅川地先	20号BP	－	ＣＣＴＶ設備	ＣＣＴＶ設備	機側装置
#REF!	浅川トンネル	東京都八王子市館町地先～東京都八王子市南浅川地先	20号BP	－	道路トンネル非常用設備	道路トンネル非常用装置	制御装置
#REF!	浅川トンネル	東京都八王子市館町地先～東京都八王子市南浅川地先	20号BP	－	道路トンネル非常用設備	道路トンネル非常用装置	副制御装置
#REF!	浅川トンネル	東京都八王子市館町地先～東京都八王子市南浅川地先	20号BP	－	道路トンネル非常用設備	道路トンネル非常用装置	警報標示板、補助警報表示板
#REF!	浅川トンネル	東京都八王子市館町地先～東京都八王子市南浅川地先	20号BP	－	道路トンネル非常用設備	道路トンネル非常用装置	非常電話機
#REF!	浅川トンネル	東京都八王子市館町地先～東京都八王子市南浅川地先	20号BP	－	道路トンネル非常用設備	道路トンネル非常用装置	押ボタン式通報装置
#REF!	浅川トンネル	東京都八王子市館町地先～東京都八王子市南浅川地先	20号BP	－	道路トンネル非常用設備	道路トンネル非常用装置	誘導表示板
#REF!	浅川トンネル	東京都八王子市館町地先～東京都八王子市南浅川地先	20号BP	－	道路情報設備	ラジオ再放送装置	AM放送架１(AM送信部7台)
#REF!	浅川トンネル	東京都八王子市館町地先～東京都八王子市南浅川地先	20号BP	－	道路情報設備	ラジオ再放送装置	AM放送架２(AM送信部7台)
#REF!	浅川トンネル	東京都八王子市館町地先～東京都八王子市南浅川地先	20号BP	－	道路情報設備	ラジオ再放送装置	FM放送架１(FM送信部5台)
#REF!	浅川トンネル	東京都八王子市館町地先～東京都八王子市南浅川地先	20号BP	－	道路情報設備	ラジオ再放送装置	FM放送架２(FM送信部5台)
#REF!	浅川トンネル	東京都八王子市館町地先～東京都八王子市南浅川地先	20号BP	－	道路情報設備	ラジオ再放送装置	空中戦
#REF!	浅川トンネル	東京都八王子市館町地先～東京都八王子市南浅川地先	20号BP	－	道路情報設備	ラジオ再放送装置	被制御架

（別紙）

相武国道事務所管内　電気・機械設備一覧

番号	施設名	住所	国道	距離標	設備区分	設備名	装置名、規格等
#REF!	浅川トンネル	東京都八王子市館町地先～東京都八王子市南浅川地先	20号BP	－	道路トンネル非常用設備	トンネル消火設備	消火栓　70台
#REF!	浅川トンネル	東京都八王子市館町地先～東京都八王子市南浅川地先	20号BP	－	道路トンネル非常用設備	トンネル消火設備	消火ポンプ(φ125)1台
#REF!	浅川トンネル	東京都八王子市館町地先～東京都八王子市南浅川地先	20号BP	－	道路トンネル非常用設備	トンネル消火設備	消火ポンプ制御盤
#REF!	浅川トンネル	東京都八王子市館町地先～東京都八王子市南浅川地先	20号BP	－	道路トンネル非常用設備	トンネル消火設備	消火器(158本)
#REF!	上鶴間雨量観測所	神奈川県相模原市南区上鶴間地先	16号	21.3kp	テレメータ設備	テレメータ設備	IPテレメータ観測局装置
#REF!	上鶴間雨量観測所	神奈川県相模原市南区上鶴間地先	16号	21.3kp	テレメータ設備	テレメータ設備	雨雪量計
#REF!	上鶴間雨量観測所	神奈川県相模原市南区上鶴間地先	16号	21.3kp	テレメータ設備	テレメータ設備	耐雷変圧器
#REF!	清新雨量観測所	神奈川県相模原市中央区清新地先	16号	29.1kp	テレメータ設備	テレメータ設備	IPテレメータ観測局装置
#REF!	清新雨量観測所	神奈川県相模原市中央区清新地先	16号	29.1kp	テレメータ設備	テレメータ設備	雨雪量計
#REF!	清新雨量観測所	神奈川県相模原市中央区清新地先	16号	29.1kp	テレメータ設備	テレメータ設備	耐雷変圧器
#REF!	西橋本気象観測所	神奈川県相模原市緑区西橋本2丁目地先	16号	32.4kp	テレメータ設備	テレメータ設備	管理施設用小容量光伝送装置（SPON）
#REF!	西橋本気象観測所	神奈川県相模原市緑区西橋本2丁目地先	16号	32.4kp	テレメータ設備	テレメータ設備	テレメータ観測局装置
#REF!	西橋本気象観測所	神奈川県相模原市緑区西橋本2丁目地先	16号	32.4kp	テレメータ設備	テレメータ設備	路面凍結検知装置
#REF!	西橋本気象観測所	神奈川県相模原市緑区西橋本2丁目地先	16号	32.4kp	テレメータ設備	テレメータ設備	気温計
#REF!	西橋本気象観測所	神奈川県相模原市緑区西橋本2丁目地先	16号	32.4kp	テレメータ設備	テレメータ設備	耐雷変圧器
#REF!	御殿峠雨量観測所	東京都八王子市片倉町1404のｲ	16号	35.7kp	テレメータ設備	テレメータ設備	テレメータ観測局装置
#REF!	御殿峠雨量観測所	東京都八王子市片倉町1404のｲ	16号	35.7kp	テレメータ設備	テレメータ設備	雨雪量計
#REF!	御殿峠雨量観測所	東京都八王子市片倉町1404のｲ	16号	35.7kp	テレメータ設備	テレメータ設備	直流電源装置（ﾃﾚﾒｰﾀKR用MSE型）
#REF!	御殿峠雨量観測所	東京都八王子市片倉町1404のｲ	16号	35.7kp	テレメータ設備	テレメータ設備	耐雷変圧器
#REF!	御殿峠雨量観測所	東京都八王子市片倉町1404のｲ	16号	35.7kp	テレメータ設備	テレメータ設備	環境点検（局舎）
#REF!	片倉気象観測所	東京都八王子市片倉町1404のｲ	16号	35.7kp	テレメータ設備	テレメータ設備	管理施設用小容量光伝送装置（SPON）
#REF!	片倉気象観測所	東京都八王子市片倉町1404のｲ	16号	35.7kp	テレメータ設備	テレメータ設備	テレメータ観測局装置
#REF!	片倉気象観測所	東京都八王子市片倉町1404のｲ	16号	35.7kp	テレメータ設備	テレメータ設備	路面凍結検知装置
#REF!	片倉気象観測所	東京都八王子市片倉町1404のｲ	16号	35.7kp	テレメータ設備	テレメータ設備	気温計
#REF!	片倉気象観測所	東京都八王子市片倉町1404のｲ	16号	35.7kp	テレメータ設備	テレメータ設備	超音波積雪計
#REF!	片倉気象観測所	東京都八王子市片倉町1404のｲ	16号	35.7kp	テレメータ設備	テレメータ設備	耐雷変圧器
#REF!	北野雨量観測所	東京都八王子市北野町地先	16号BP	39.0kp	テレメータ設備	テレメータ設備	IPテレメータ観測局装置
#REF!	北野雨量観測所	東京都八王子市北野町地先	16号BP	39.0kp	テレメータ設備	テレメータ設備	雨雪量計
#REF!	北野雨量観測所	東京都八王子市北野町地先	16号BP	39.0kp	テレメータ設備	テレメータ設備	耐雷変圧器
#REF!	新浅川橋気象観測所	東京都八王子市大和田町1丁目地先	16号BP	39.5kp	テレメータ設備	テレメータ設備	管理施設用小容量光伝送装置（SPON）
#REF!	新浅川橋気象観測所	東京都八王子市大和田町1丁目地先	16号BP	39.5kp	テレメータ設備	テレメータ設備	テレメータ観測局装置
#REF!	新浅川橋気象観測所	東京都八王子市大和田町1丁目地先	16号BP	39.5kp	テレメータ設備	テレメータ設備	路面凍結検知装置
#REF!	新浅川橋気象観測所	東京都八王子市大和田町1丁目地先	16号BP	39.5kp	テレメータ設備	テレメータ設備	気温計
#REF!	新浅川橋気象観測所	東京都八王子市大和田町1丁目地先	16号BP	39.5kp	テレメータ設備	テレメータ設備	耐雷変圧器
#REF!	稲荷坂気象観測所	東京都八王子市暁町地先	16号	42.2kp	テレメータ設備	テレメータ設備	管理施設用小容量光伝送装置（SPON）
#REF!	稲荷坂気象観測所	東京都八王子市暁町地先	16号	42.2kp	テレメータ設備	テレメータ設備	テレメータ観測局装置
#REF!	稲荷坂気象観測所	東京都八王子市暁町地先	16号	42.2kp	テレメータ設備	テレメータ設備	路面凍結検知装置
#REF!	稲荷坂気象観測所	東京都八王子市暁町地先	16号	42.2kp	テレメータ設備	テレメータ設備	超音波積雪計
#REF!	稲荷坂気象観測所	東京都八王子市暁町地先	16号	42.2kp	テレメータ設備	テレメータ設備	気温計
#REF!	稲荷坂気象観測所	東京都八王子市暁町地先	16号	42.2kp	テレメータ設備	テレメータ設備	耐雷変圧器
#REF!	拝島雨量観測所	東京都昭島市拝島町2丁目地先	16号	47.6kp	テレメータ設備	テレメータ設備	IPテレメータ観測局装置
#REF!	拝島雨量観測所	東京都昭島市拝島町2丁目地先	16号	47.6kp	テレメータ設備	テレメータ設備	雨雪量計
#REF!	拝島雨量観測所	東京都昭島市拝島町2丁目地先	16号	47.6kp	テレメータ設備	テレメータ設備	耐雷変圧器
#REF!	瑞穂雨量観測所	東京都西多摩郡瑞穂町南平地先	16号	54.1kp	テレメータ設備	テレメータ設備	IPテレメータ観測局装置
#REF!	瑞穂雨量観測所	東京都西多摩郡瑞穂町南平地先	16号	54.1kp	テレメータ設備	テレメータ設備	雨雪量計
#REF!	瑞穂雨量観測所	東京都西多摩郡瑞穂町南平地先	16号	54.1kp	テレメータ設備	テレメータ設備	耐雷変圧器
#REF!	上石原雨量観測所	東京都調布市上石原1丁目地先	20号	25.7kp	テレメータ設備	テレメータ設備	IPテレメータ観測局装置
#REF!	上石原雨量観測所	東京都調布市上石原1丁目地先	20号	25.7kp	テレメータ設備	テレメータ設備	雨雪量計
#REF!	上石原雨量観測所	東京都調布市上石原1丁目地先	20号	25.7kp	テレメータ設備	テレメータ設備	耐雷変圧器
#REF!	高尾雨量観測所	東京都八王子市高尾町地先	20号	50.9kp	テレメータ設備	テレメータ設備	IPテレメータ観測局装置
#REF!	高尾雨量観測所	東京都八王子市高尾町地先	20号	50.9kp	テレメータ設備	テレメータ設備	雨雪量計
#REF!	高尾雨量観測所	東京都八王子市高尾町地先	20号	50.9kp	テレメータ設備	テレメータ設備	耐雷変圧器
#REF!	南浅川気象観測所	東京都八王子市南浅川町地先	20号	54.4kp	テレメータ設備	テレメータ設備	管理施設用小容量光伝送装置（SPON）
#REF!	南浅川気象観測所	東京都八王子市南浅川町地先	20号	54.4kp	テレメータ設備	テレメータ設備	テレメータ観測局装置
#REF!	南浅川気象観測所	東京都八王子市南浅川町地先	20号	54.4kp	テレメータ設備	テレメータ設備	路面凍結検知装置
#REF!	南浅川気象観測所	東京都八王子市南浅川町地先	20号	54.4kp	テレメータ設備	テレメータ設備	気温計
#REF!	南浅川気象観測所	東京都八王子市南浅川町地先	20号	54.4kp	テレメータ設備	テレメータ設備	耐雷変圧器
#REF!	大垂水２気象観測所	東京都八王子市南浅川町地先	20号	58.2kp	テレメータ設備	テレメータ設備	管理施設用小容量光伝送装置（SPON）
#REF!	大垂水２気象観測所	東京都八王子市南浅川町地先	20号	58.2kp	テレメータ設備	テレメータ設備	テレメータ観測局装置
#REF!	大垂水２気象観測所	東京都八王子市南浅川町地先	20号	58.2kp	テレメータ設備	テレメータ設備	路面凍結検知装置
#REF!	大垂水２気象観測所	東京都八王子市南浅川町地先	20号	58.2kp	テレメータ設備	テレメータ設備	超音波積雪計
#REF!	大垂水２気象観測所	東京都八王子市南浅川町地先	20号	58.2kp	テレメータ設備	テレメータ設備	気温計
#REF!	大垂水２気象観測所	東京都八王子市南浅川町地先	20号	58.2kp	テレメータ設備	テレメータ設備	耐雷変圧器
#REF!	大垂水雨量観測所	神奈川県相模原市緑区千木良地先	20号	58.2kp	テレメータ設備	テレメータ設備	管理施設用小容量光伝送装置（SPON）
#REF!	大垂水雨量観測所	神奈川県相模原市緑区千木良地先	20号	58.2kp	テレメータ設備	テレメータ設備	テレメータ観測局装置
#REF!	大垂水雨量観測所	神奈川県相模原市緑区千木良地先	20号	58.2kp	テレメータ設備	テレメータ設備	直流電源装置（ﾃﾚﾒｰﾀKR用MSE型）
#REF!	大垂水雨量観測所	神奈川県相模原市緑区千木良地先	20号	58.2kp	テレメータ設備	テレメータ設備	雨雪量計
#REF!	大垂水雨量観測所	神奈川県相模原市緑区千木良地先	20号	58.2kp	テレメータ設備	テレメータ設備	耐雷変圧器
#REF!	大垂水雨量観測所	神奈川県相模原市緑区千木良地先	20号	58.2kp	テレメータ設備	テレメータ設備	環境点検（局舎）
#REF!	相模湖雨量観測所	神奈川県相模原市緑区吉野地先	20号	67.3kp	テレメータ設備	テレメータ設備	管理施設用小容量光伝送装置（SPON）
#REF!	相模湖雨量観測所	神奈川県相模原市緑区吉野地先	20号	67.3kp	テレメータ設備	テレメータ設備	テレメータ観測局装置
#REF!	相模湖雨量観測所	神奈川県相模原市緑区吉野地先	20号	67.3kp	テレメータ設備	テレメータ設備	直流電源装置（ﾃﾚﾒｰﾀKR用MSE型）
#REF!	相模湖雨量観測所	神奈川県相模原市緑区吉野地先	20号	67.3kp	テレメータ設備	テレメータ設備	雨雪量計
#REF!	相模湖雨量観測所	神奈川県相模原市緑区吉野地先	20号	67.3kp	テレメータ設備	テレメータ設備	耐雷変圧器
#REF!	相模湖雨量観測所	神奈川県相模原市緑区吉野地先	20号	67.3kp	テレメータ設備	テレメータ設備	環境点検（局舎）
#REF!	吉野橋気象観測所	神奈川県相模原市緑区小渕地先	20号	68.3kp	テレメータ設備	テレメータ設備	管理施設用小容量光伝送装置（SPON）
#REF!	吉野橋気象観測所	神奈川県相模原市緑区小渕地先	20号	68.3kp	テレメータ設備	テレメータ設備	テレメータ観測局装置
#REF!	吉野橋気象観測所	神奈川県相模原市緑区小渕地先	20号	68.3kp	テレメータ設備	テレメータ設備	雨雪量計
#REF!	吉野橋気象観測所	神奈川県相模原市緑区小渕地先	20号	68.3kp	テレメータ設備	テレメータ設備	路面凍結検知装置
#REF!	吉野橋気象観測所	神奈川県相模原市緑区小渕地先	20号	68.3kp	テレメータ設備	テレメータ設備	気温計
#REF!	吉野橋気象観測所	神奈川県相模原市緑区小渕地先	20号	68.3kp	テレメータ設備	テレメータ設備	風向風速計
#REF!	吉野橋気象観測所	神奈川県相模原市緑区小渕地先	20号	68.3kp	テレメータ設備	テレメータ設備	耐雷変圧器
#REF!	吉野橋気象観測所	神奈川県相模原市緑区小渕地先	20号	68.3kp	テレメータ設備	テレメータ設備	気象情報板
#REF!	小渕気象観測所	神奈川県相模原市緑区小渕地先	20号	68.7kp	テレメータ設備	テレメータ設備	管理施設用小容量光伝送装置（SPON）
#REF!	小渕気象観測所	神奈川県相模原市緑区小渕地先	20号	68.7kp	テレメータ設備	テレメータ設備	テレメータ観測局装置
#REF!	小渕気象観測所	神奈川県相模原市緑区小渕地先	20号	68.7kp	テレメータ設備	テレメータ設備	路面凍結検知装置
#REF!	小渕気象観測所	神奈川県相模原市緑区小渕地先	20号	68.7kp	テレメータ設備	テレメータ設備	超音波積雪計
#REF!	小渕気象観測所	神奈川県相模原市緑区小渕地先	20号	68.7kp	テレメータ設備	テレメータ設備	気温計
#REF!	小渕気象観測所	神奈川県相模原市緑区小渕地先	20号	68.7kp	テレメータ設備	テレメータ設備	耐雷変圧器
#REF!	石田大橋気象観測所	東京都日野市石田地先	20号	36.5kp	テレメータ設備	テレメータ設備	気象情報処理装置
#REF!	石田大橋気象観測所	東京都日野市石田地先	20号	36.5kp	テレメータ設備	テレメータ設備	雨雪量計
#REF!	石田大橋気象観測所	東京都日野市石田地先	20号	36.5kp	テレメータ設備	テレメータ設備	埋設路面温度計　光センサ
#REF!	石田大橋気象観測所	東京都日野市石田地先	20号	36.5kp	テレメータ設備	テレメータ設備	路面凍結検知装置
#REF!	石田大橋気象観測所	東京都日野市石田地先	20号	36.5kp	テレメータ設備	テレメータ設備	気温計
#REF!	石田大橋気象観測所	東京都日野市石田地先	20号	36.5kp	テレメータ設備	テレメータ設備	風向風速計
#REF!	石田大橋気象観測所	東京都日野市石田地先	20号	36.5kp	テレメータ設備	テレメータ設備	空調設備
#REF!	石田大橋気象観測所	東京都日野市石田地先	20号	36.5kp	テレメータ設備	テレメータ設備	耐雷変圧器
#REF!	石田大橋気象観測所	東京都日野市石田地先	20号	36.5kp	テレメータ設備	テレメータ設備	気象情報板
#REF!	石田大橋気象観測所	東京都日野市石田地先	20号	36.5kp	テレメータ設備	テレメータ設備	無停電電源装置(UPS)1KVA
#REF!	瑞穂中央立体上り	東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎地先	16号	55.4kp	ＣＣＴＶ設備	ＣＣＴＶ設備	カメラ装置・機側装置(上･下、上･下ｱﾝﾀﾞｰ)
#REF!	瑞穂中央立体上りアンダー	東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎地先	16号	55.4kp	ＣＣＴＶ設備	ＣＣＴＶ設備	カメラ装置
#REF!	瑞穂中央立体下り	東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎地先	16号	55.4kp	ＣＣＴＶ設備	ＣＣＴＶ設備	カメラ装置
#REF!	瑞穂中央立体下りアンダー	東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎地先	16号	55.4kp	ＣＣＴＶ設備	ＣＣＴＶ設備	カメラ装置
#REF!	武蔵野橋アンダーボックス	東京都福生市熊川地先	16号	49.1kp	ＣＣＴＶ設備	ＣＣＴＶ設備	カメラ装置・機側装置
#REF!	御殿峠	東京都八王子市片倉町1404のｲ	16号	35.7kp	ＣＣＴＶ設備	ＣＣＴＶ設備	カメラ装置・機側装置
#REF!	御殿峠	東京都八王子市片倉町1404のｲ	16号	35.7kp	ＣＣＴＶ設備	ＣＣＴＶ設備	無停電電源装置(1kVA)
#REF!	北野地下道	東京都八王子市北野町地先	16号	38.9kp	ＣＣＴＶ設備	ＣＣＴＶ設備	カメラ装置
#REF!	稲荷坂	東京都八王子市暁町地先	16号	42.2kp	ＣＣＴＶ設備	ＣＣＴＶ設備	カメラ装置・機側装置
#REF!	稲荷坂	東京都八王子市暁町地先	16号	42.2kp	ＣＣＴＶ設備	ＣＣＴＶ設備	無停電電源装置(1kVA)
#REF!	南浅川アンダーボックス	東京都八王子市南浅川町地先	20号	53.3kp	ＣＣＴＶ設備	ＣＣＴＶ設備	カメラ装置・機側装置
#REF!	第一規制（ゲート１）	東京都八王子市南浅川町地先	20号	56.6kp	ＣＣＴＶ設備	ＣＣＴＶ設備	カメラ装置・機側装置
#REF!	第一規制（ゲート１）	東京都八王子市南浅川町地先	20号	56.6kp	ＣＣＴＶ設備	ＣＣＴＶ設備	無停電電源装置(1kVA)
#REF!	第一規制（南浅川転回場）	東京都八王子市南浅川町地先	20号	56.5kp	ＣＣＴＶ設備	ＣＣＴＶ設備	カメラ装置・機側装置
#REF!	第一規制（南浅川転回場）	東京都八王子市南浅川町地先	20号	56.5kp	ＣＣＴＶ設備	ＣＣＴＶ設備	無停電電源装置(1kVA)
#REF!	第一規制（護摩橋）	東京都八王子市南浅川町地先	20号	56.9kp	ＣＣＴＶ設備	ＣＣＴＶ設備	カメラ装置・機側装置
#REF!	第一規制（護摩橋）	東京都八王子市南浅川町地先	20号	56.9kp	ＣＣＴＶ設備	ＣＣＴＶ設備	無停電電源装置(1kVA)
#REF!	第一規制（水野橋）	東京都八王子市南浅川町地先	20号	57.1kp	ＣＣＴＶ設備	ＣＣＴＶ設備	カメラ装置・機側装置
#REF!	第一規制（水野橋）	東京都八王子市南浅川町地先	20号	57.1kp	ＣＣＴＶ設備	ＣＣＴＶ設備	無停電電源装置(1kVA)
#REF!	第一規制（東寒葉橋）	東京都八王子市南浅川町地先	20号	57.3kp	ＣＣＴＶ設備	ＣＣＴＶ設備	カメラ装置・機側装置
#REF!	第一規制（東寒葉橋）	東京都八王子市南浅川町地先	20号	57.3kp	ＣＣＴＶ設備	ＣＣＴＶ設備	無停電電源装置(1kVA)
#REF!	第一規制（西寒葉橋）	東京都八王子市南浅川町地先	20号	57.5kp	ＣＣＴＶ設備	ＣＣＴＶ設備	カメラ装置・機側装置
#REF!	第一規制（西寒葉橋）	東京都八王子市南浅川町地先	20号	57.5kp	ＣＣＴＶ設備	ＣＣＴＶ設備	無停電電源装置(1kVA)
#REF!	第一規制（大垂水頂上１）	東京都八王子市南浅川町地先	20号	57.6kp	ＣＣＴＶ設備	ＣＣＴＶ設備	カメラ装置・機側装置
#REF!	第一規制（大垂水頂上１）	東京都八王子市南浅川町地先	20号	57.6kp	ＣＣＴＶ設備	ＣＣＴＶ設備	無停電電源装置(1kVA)
#REF!	第一規制（大垂水頂上２）	東京都八王子市南浅川町地先	20号	57.8kp	ＣＣＴＶ設備	ＣＣＴＶ設備	カメラ装置・機側装置
#REF!	第一規制（大垂水頂上２）	東京都八王子市南浅川町地先	20号	57.8kp	ＣＣＴＶ設備	ＣＣＴＶ設備	無停電電源装置(1kVA)
#REF!	第一規制（大垂水頂上３）	東京都八王子市南浅川町地先	20号	58.0kp	ＣＣＴＶ設備	ＣＣＴＶ設備	カメラ装置・機側装置
#REF!	第一規制（大垂水頂上３）	東京都八王子市南浅川町地先	20号	58.0kp	ＣＣＴＶ設備	ＣＣＴＶ設備	無停電電源装置(1kVA)
#REF!	第一規制（大垂水頂上４）	神奈川県相模原市緑区千木良地先	20号	58.2kp	ＣＣＴＶ設備	ＣＣＴＶ設備	カメラ装置・機側装置
#REF!	第一規制（大垂水頂上４）	神奈川県相模原市緑区千木良地先	20号	58.2kp	ＣＣＴＶ設備	ＣＣＴＶ設備	無停電電源装置(1kVA)
#REF!	第一規制（千木良１）	神奈川県相模原市緑区千木良地先	20号	58.5kp	ＣＣＴＶ設備	ＣＣＴＶ設備	カメラ装置・機側装置
#REF!	第一規制（千木良１）	神奈川県相模原市緑区千木良地先	20号	58.5kp	ＣＣＴＶ設備	ＣＣＴＶ設備	無停電電源装置(1kVA)
#REF!	第一規制（千木良２）	神奈川県相模原市緑区千木良地先	20号	58.7kp	ＣＣＴＶ設備	ＣＣＴＶ設備	カメラ装置・機側装置
#REF!	第一規制（千木良２）	神奈川県相模原市緑区千木良地先	20号	58.7kp	ＣＣＴＶ設備	ＣＣＴＶ設備	無停電電源装置(1kVA)
#REF!	第一規制（旭山）	神奈川県相模原市緑区千木良地先	20号	59.0kp	ＣＣＴＶ設備	ＣＣＴＶ設備	カメラ装置・機側装置
#REF!	第一規制（旭山）	神奈川県相模原市緑区千木良地先	20号	59.0kp	ＣＣＴＶ設備	ＣＣＴＶ設備	無停電電源装置(1kVA)
#REF!	第一規制（千木良３）	神奈川県相模原市緑区千木良地先	20号	59.1kp	ＣＣＴＶ設備	ＣＣＴＶ設備	カメラ装置・機側装置
#REF!	第一規制（千木良３）	神奈川県相模原市緑区千木良地先	20号	59.1kp	ＣＣＴＶ設備	ＣＣＴＶ設備	無停電電源装置(1kVA)
#REF!	第一規制（千木良４）	神奈川県相模原市緑区千木良地先	20号	59.3kp	ＣＣＴＶ設備	ＣＣＴＶ設備	カメラ装置・機側装置

（別紙）

相武国道事務所管内　電気・機械設備一覧

番号	施設名	住所	国道	距離標	設備区分	設備名	装置名、規格等
#REF!	第一規制（千木良４）	神奈川県相模原市緑区千木良地先	20号	59.3kp	ＣＣＴＶ設備	ＣＣＴＶ設備	無停電電源装置(1kVA)
#REF!	第一規制（千木良５）	神奈川県相模原市緑区千木良地先	20号	59.5kp	ＣＣＴＶ設備	ＣＣＴＶ設備	カメラ装置・機側装置
#REF!	第一規制（千木良５）	神奈川県相模原市緑区千木良地先	20号	59.5kp	ＣＣＴＶ設備	ＣＣＴＶ設備	無停電電源装置(1kVA)
#REF!	第一規制（千木良６）	神奈川県相模原市緑区千木良地先	20号	59.7kp	ＣＣＴＶ設備	ＣＣＴＶ設備	カメラ装置・機側装置
#REF!	第一規制（千木良６）	神奈川県相模原市緑区千木良地先	20号	59.7kp	ＣＣＴＶ設備	ＣＣＴＶ設備	無停電電源装置(1kVA)
#REF!	第一規制（宮の台第１橋）	神奈川県相模原市緑区千木良地先	20号	60.1kp	ＣＣＴＶ設備	ＣＣＴＶ設備	カメラ装置・機側装置
#REF!	第一規制（宮の台第１橋）	神奈川県相模原市緑区千木良地先	20号	60.1kp	ＣＣＴＶ設備	ＣＣＴＶ設備	無停電電源装置(1kVA)
#REF!	第一規制（宮の台第２橋）	神奈川県相模原市緑区千木良地先	20号	60.3kp	ＣＣＴＶ設備	ＣＣＴＶ設備	カメラ装置・機側装置
#REF!	第一規制（宮の台第２橋）	神奈川県相模原市緑区千木良地先	20号	60.3kp	ＣＣＴＶ設備	ＣＣＴＶ設備	無停電電源装置(1kVA)
#REF!	第一規制（千木良７）	神奈川県相模原市緑区千木良地先	20号	60.6kp	ＣＣＴＶ設備	ＣＣＴＶ設備	カメラ装置・機側装置
#REF!	第一規制（千木良７）	神奈川県相模原市緑区千木良地先	20号	60.6kp	ＣＣＴＶ設備	ＣＣＴＶ設備	無停電電源装置(1kVA)
#REF!	第一規制（千木良備蓄基地）	神奈川県相模原市緑区千木良地先	20号	60.8kp	ＣＣＴＶ設備	ＣＣＴＶ設備	カメラ装置・機側装置
#REF!	第一規制（千木良備蓄基地）	神奈川県相模原市緑区千木良地先	20号	60.8kp	ＣＣＴＶ設備	ＣＣＴＶ設備	無停電電源装置(1kVA)
#REF!	第一規制（千木良８）	神奈川県相模原市緑区千木良地先	20号	61.1kp	ＣＣＴＶ設備	ＣＣＴＶ設備	カメラ装置・機側装置
#REF!	第一規制（千木良８）	神奈川県相模原市緑区千木良地先	20号	61.1kp	ＣＣＴＶ設備	ＣＣＴＶ設備	無停電電源装置(1kVA)
#REF!	第一規制（千木良９）	神奈川県相模原市緑区千木良地先	20号	61.5kp	ＣＣＴＶ設備	ＣＣＴＶ設備	カメラ装置・機側装置
#REF!	第一規制（千木良９）	神奈川県相模原市緑区千木良地先	20号	61.5kp	ＣＣＴＶ設備	ＣＣＴＶ設備	無停電電源装置(1kVA)
#REF!	第一規制（ゲート２）	神奈川県相模原市緑区千木良地先	20号	62.1kp	ＣＣＴＶ設備	ＣＣＴＶ設備	カメラ装置・機側装置
#REF!	第一規制（ゲート２）	神奈川県相模原市緑区千木良地先	20号	62.1kp	ＣＣＴＶ設備	ＣＣＴＶ設備	無停電電源装置(1kVA)
#REF!	相模湖駅前(甲府方面､厚木方面､八王子方面)	神奈川県相模原市緑区与瀬本町地先	20号	64.6kp	ＣＣＴＶ設備	ＣＣＴＶ設備	カメラ装置
#REF!	相模湖駅前(甲府方面､厚木方面､八王子方面)	神奈川県相模原市緑区与瀬本町地先	20号	64.6kp	ＣＣＴＶ設備	ＣＣＴＶ設備	無停電電源装置(1kVA)
#REF!	第二規制（ゲート３）	神奈川県相模原市緑区与瀬地先	20号	65.8kp	ＣＣＴＶ設備	ＣＣＴＶ設備	カメラ装置・機側装置
#REF!	第二規制（ゲート３）	神奈川県相模原市緑区与瀬地先	20号	65.8kp	ＣＣＴＶ設備	ＣＣＴＶ設備	無停電電源装置(1kVA)
#REF!	第二規制（橋沢トンネル起点）	神奈川県相模原市緑区与瀬地先	20号	66.4kp	ＣＣＴＶ設備	ＣＣＴＶ設備	カメラ装置・機側装置
#REF!	第二規制（橋沢トンネル起点）	神奈川県相模原市緑区与瀬地先	20号	66.4kp	ＣＣＴＶ設備	ＣＣＴＶ設備	無停電電源装置(1kVA)
#REF!	第二規制（橋沢トンネル終点）	神奈川県相模原市緑区与瀬地先	20号	66.6kp	ＣＣＴＶ設備	ＣＣＴＶ設備	カメラ装置・機側装置
#REF!	第二規制（橋沢トンネル終点）	神奈川県相模原市緑区与瀬地先	20号	66.6kp	ＣＣＴＶ設備	ＣＣＴＶ設備	無停電電源装置(1kVA)
#REF!	第二規制（与瀬花溜まり）	神奈川県相模原市緑区与瀬地先	20号	66.8kp	ＣＣＴＶ設備	ＣＣＴＶ設備	カメラ装置・機側装置
#REF!	第二規制（与瀬花溜まり）	神奈川県相模原市緑区与瀬地先	20号	66.8kp	ＣＣＴＶ設備	ＣＣＴＶ設備	無停電電源装置(1kVA)
#REF!	第二規制（ゲート４）	神奈川県相模原市緑区吉野地先	20号	67.3kp	ＣＣＴＶ設備	ＣＣＴＶ設備	カメラ装置・機側装置
#REF!	第二規制（ゲート４）	神奈川県相模原市緑区吉野地先	20号	67.3kp	ＣＣＴＶ設備	ＣＣＴＶ設備	無停電電源装置(1kVA)
#REF!	吉野備蓄基地	神奈川県相模原市緑区吉野地先	20号	67.4kp	ＣＣＴＶ設備	ＣＣＴＶ設備	カメラ装置・機側装置
#REF!	吉野備蓄基地	神奈川県相模原市緑区吉野地先	20号	67.4kp	ＣＣＴＶ設備	ＣＣＴＶ設備	無停電電源装置(1kVA)
#REF!	相模湖Ｉ．Ｃ．	神奈川県相模原市緑区吉野地先	20号	67.6kp	ＣＣＴＶ設備	ＣＣＴＶ設備	カメラ装置・機側装置
#REF!	相模湖Ｉ．Ｃ．	神奈川県相模原市緑区吉野地先	20号	67.6kp	ＣＣＴＶ設備	ＣＣＴＶ設備	無停電電源装置(1kVA)
#REF!	吉野橋	神奈川県相模原市緑区小渕地先	20号	68.4kp	ＣＣＴＶ設備	ＣＣＴＶ設備	カメラ装置・機側装置
#REF!	吉野橋	神奈川県相模原市緑区小渕地先	20号	68.4kp	ＣＣＴＶ設備	ＣＣＴＶ設備	無停電電源装置(1kVA)
#REF!	管理区間終点（山梨県境）	神奈川県相模原市緑区小渕地先	20号	72.4kp	ＣＣＴＶ設備	ＣＣＴＶ設備	カメラ装置・機側装置
#REF!	管理区間終点（山梨県境）	神奈川県相模原市緑区小渕地先	20号	72.4kp	ＣＣＴＶ設備	ＣＣＴＶ設備	無停電電源装置(1kVA)
#REF!	鑓水交差点	東京都八王子市鑓水地先	16号	35.7kp	ＣＣＴＶ設備	ＣＣＴＶ設備	カメラ装置・機側装置
#REF!	鑓水交差点	東京都八王子市鑓水地先	16号	35.7kp	ＣＣＴＶ設備	ＣＣＴＶ設備	無停電電源装置(1kVA)
#REF!	新大和田架線橋	東京都八王子市大和田町1丁目地先	16号BP	39.9kp	ＣＣＴＶ設備	ＣＣＴＶ設備	カメラ装置
#REF!	新大和田架線橋	東京都八王子市大和田町1丁目地先	16号BP	39.9kp	ＣＣＴＶ設備	ＣＣＴＶ設備	機側装置
#REF!	新大和田架線橋	東京都八王子市大和田町1丁目地先	16号BP	39.9kp	ＣＣＴＶ設備	ＣＣＴＶ設備	無停電電源装置(1kVA)
#REF!	瑞穂南地下道（八高線立体）	東京都西多摩郡瑞穂町南平地先	16号	54.0kp	ＣＣＴＶ設備	ＣＣＴＶ設備	カメラ装置
#REF!	瑞穂南地下道（八高線立体）	東京都西多摩郡瑞穂町南平地先	16号	54.0kp	ＣＣＴＶ設備	ＣＣＴＶ設備	機側装置
#REF!	瑞穂八高線高架下(八高線高架下)(八王子側・川越側)	東京都西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎地先	16号	56.3kp	ＣＣＴＶ設備	ＣＣＴＶ設備	カメラ装置・機側装置
#REF!	相原Ｉ．Ｃ．	東京都町田市相原町地先	16号BP	36.1kp	ＣＣＴＶ設備	ＣＣＴＶ設備	カメラ装置・機側装置
#REF!	鑓水Ｉ．Ｃ．	東京都八王子市鑓水地先	16号BP	36.9kp	ＣＣＴＶ設備	ＣＣＴＶ設備	カメラ装置・機側装置
#REF!	上鶴間（下り）	神奈川県相模原市南区上鶴間地先	16号	21.3kp	道路情報設備	道路情報表示設備	NHL3型表示機
#REF!	清新（下り）	神奈川県相模原市中央区清新地先	16号	29.1kp	道路情報設備	道路情報表示設備	NHL3型表示機
#REF!	橋本（下り）	神奈川県相模原市緑区西橋本5丁目地先	16号	32.4kp	道路情報設備	道路情報表示設備	NHL3型表示機
#REF!	北野（下り）	東京都八王子市北野町地先	16号BP	38.7kp	道路情報設備	道路情報表示設備	ＨＬ３型表示機
#REF!	北野（下り）	東京都八王子市北野町地先	16号BP	38.7kp	道路情報設備	道路情報表示設備	耐雷変圧器
#REF!	大谷（上り）	東京都八王子市大谷町地先	16号BP	41.2kp	道路情報設備	道路情報表示設備	ＨＬ３型表示機
#REF!	大谷（上り）	東京都八王子市大谷町地先	16号BP	41.2kp	道路情報設備	道路情報表示設備	耐雷変圧器
#REF!	大谷（下り）	東京都八王子市大谷町地先	16号BP	41.9kp	道路情報設備	道路情報表示設備	ＨＬ３型表示機
#REF!	大谷（下り）	東京都八王子市大谷町地先	16号BP	41.9kp	道路情報設備	道路情報表示設備	耐雷変圧器
#REF!	左入（上り）	東京都八王子市左入町地先	16号	44.4kp	道路情報設備	道路情報表示設備	ＨＬ３型表示機
#REF!	左入（上り）	東京都八王子市左入町地先	16号	44.4kp	道路情報設備	道路情報表示設備	耐雷変圧器
#REF!	拝島（上り・下り）	東京都昭島市拝島町2丁目地先	16号	47.6kp	道路情報設備	道路情報表示設備	ＨＬ３型表示機
#REF!	拝島（上り・下り）	東京都昭島市拝島町2丁目地先	16号	47.6kp	道路情報設備	道路情報表示設備	耐雷変圧器
#REF!	石畑（下り）	東京都西多摩郡瑞穂町石畑地先	16号	53.5kp	道路情報設備	道路情報表示設備	ＨＬ３型表示機
#REF!	石畑（下り）	東京都西多摩郡瑞穂町石畑地先	16号	53.5kp	道路情報設備	道路情報表示設備	耐雷変圧器
#REF!	上布田（下り）	東京都調布市布田２丁目地先	20号	23.7kp	道路情報設備	道路情報表示設備	ＨＬ３型表示機
#REF!	上布田（下り）	東京都調布市布田２丁目地先	20号	23.7kp	道路情報設備	道路情報表示設備	耐雷変圧器
#REF!	上石原（上り）	東京都調布市上石原1丁目地先	20号	25.7kp	道路情報設備	道路情報表示設備	ＨＬ３型表示機
#REF!	上石原（上り）	東京都調布市上石原1丁目地先	20号	25.7kp	道路情報設備	道路情報表示設備	耐雷変圧器
#REF!	西府（下り）	東京都府中市西府町２丁目地先	20号	32.6kp	道路情報設備	道路情報表示設備	ＨＬ３型表示機
#REF!	西府（下り）	東京都府中市西府町２丁目地先	20号	32.6kp	道路情報設備	道路情報表示設備	耐雷変圧器
#REF!	谷保（上り）	東京都国立市谷保地先	20号	34.5kp	道路情報設備	道路情報表示設備	ＨＬ３型表示機
#REF!	谷保（上り）	東京都国立市谷保地先	20号	34.5kp	道路情報設備	道路情報表示設備	耐雷変圧器
#REF!	大和田（下り）	東京都八王子市大和田町2丁目地先	20号	43.1kp	道路情報設備	道路情報表示設備	ＨＬ３型表示機
#REF!	大和田（下り）	東京都八王子市大和田町2丁目地先	20号	43.1kp	道路情報設備	道路情報表示設備	耐雷変圧器
#REF!	大和田（上り）	東京都八王子市大和田町5丁目地先	20号	43.5kp	道路情報設備	道路情報表示設備	ＨＬ３型表示機
#REF!	大和田（上り）	東京都八王子市大和田町5丁目地先	20号	43.5kp	道路情報設備	道路情報表示設備	耐雷変圧器
#REF!	千人町（上り・下り）	東京都八王子市千人町地先	20号	47.5kp	道路情報設備	道路情報表示設備	ＨＬ３型表示機
#REF!	千人町（上り・下り）	東京都八王子市千人町地先	20号	47.5kp	道路情報設備	道路情報表示設備	耐雷変圧器
#REF!	高尾（下り）	東京都八王子市高尾町地先	20号	50.9kp	道路情報設備	道路情報表示設備	ＨＬ３型表示機
#REF!	高尾（下り）	東京都八王子市高尾町地先	20号	50.9kp	道路情報設備	道路情報表示設備	耐雷変圧器
#REF!	南浅川（下り）	東京都八王子市南浅川町地先	20号	56.6kp	道路情報設備	道路情報表示設備	ＨＬ３型表示機
#REF!	南浅川（下り）	東京都八王子市南浅川町地先	20号	56.6kp	道路情報設備	道路情報表示設備	耐雷変圧器
#REF!	千木良（上り）	神奈川県相模原市緑区千木良地先	20号	62.1kp	道路情報設備	道路情報表示設備	NHL3型表示機
#REF!	与瀬（下り）	神奈川県相模原市緑区与瀬地先	20号	65.7kp	道路情報設備	道路情報表示設備	NHL3型表示機
#REF!	吉野（上り）	神奈川県相模原市緑区与瀬地先	20号	67.5kp	道路情報設備	道路情報表示設備	NHL3型表示機
#REF!	小渕（下り）	神奈川県相模原市緑区与瀬地先	20号	70.5kp	道路情報設備	道路情報表示設備	NHL3型表示機
#REF!	吉野（上り）	神奈川県相模原市緑区吉野地先	20号	67.3kp	道路情報設備	道路情報表示設備(小型表示板)	管理施設用小容量光伝送装置（SPON）
#REF!	吉野（上り）	神奈川県相模原市緑区吉野地先	20号	67.3kp	道路情報設備	道路情報表示設備(小型表示板)	小型表示板（ＬＥＤ）
#REF!	吉野（上り）	神奈川県相模原市緑区吉野地先	20号	67.3kp	道路情報設備	道路情報表示設備(小型表示板)	耐雷変圧器
#REF!	東浅川（下り）	東京都八王子市南浅川町地先	20号	49.7kp	道路情報設備	道路情報表示設備(雨量広報板)	管理施設用小容量光伝送装置（SPON）
#REF!	東浅川（下り）	東京都八王子市南浅川町地先	20号	49.7kp	道路情報設備	道路情報表示設備(雨量広報板)	雨量広報板
#REF!	東浅川（下り）	東京都八王子市南浅川町地先	20号	49.7kp	道路情報設備	道路情報表示設備(雨量広報板)	耐雷変圧器
#REF!	与瀬（上り・下り）	神奈川県相模原市緑区与瀬地先	20号	65.2kp	道路情報設備	道路情報表示設備(雨量広報板)	管理施設用小容量光伝送装置（SPON）
#REF!	与瀬（上り・下り）	神奈川県相模原市緑区与瀬地先	20号	65.2kp	道路情報設備	道路情報表示設備(雨量広報板)	雨量広報板
#REF!	与瀬（上り・下り）	神奈川県相模原市緑区与瀬地先	20号	65.2kp	道路情報設備	道路情報表示設備(雨量広報板)	耐雷変圧器
#REF!	上野原（上り）	山梨県上野原市上野原地先	20号	72.4kp	道路情報設備	道路情報表示設備(雨量広報板)	管理施設用小容量光伝送装置（SPON）
#REF!	上野原（上り）	山梨県上野原市上野原地先	20号	72.4kp	道路情報設備	道路情報表示設備(雨量広報板)	雨量広報板
#REF!	上野原（上り）	山梨県上野原市上野原地先	20号	72.4kp	道路情報設備	道路情報表示設備(雨量広報板)	耐雷変圧器
#REF!	南浅川（ゲート１）	東京都八王子市南浅川町地先	20号	56.6kp	道路防災設備	通行止装置	制御機・遮断機
#REF!	千木良（ゲート２）	神奈川県相模原市緑区千木良地先	20号	62.1kp	道路防災設備	通行止装置	制御機・遮断機
#REF!	与瀬（ゲート３）	神奈川県相模原市緑区与瀬地先	20号	65.7kp	道路防災設備	通行止装置	制御機・遮断機
#REF!	吉野（ゲート４）	神奈川県相模原市緑区吉野地先	20号	67.3kp	道路防災設備	通行止装置	制御機・遮断機
#REF!	相模大野（上り）	相模原市南区相模大野２丁目地先	16号	21.3kp	経路情報収集設備	経路情報収集装置	ＩＴＳスポット（ＲＳＵ）
#REF!	相模大野（下り）	相模原市南区相模大野２丁目地先	16号	21.3kp	経路情報収集設備	経路情報収集装置	ＩＴＳスポット（ＲＳＵ）
#REF!	西橋本（上り）	相模原市緑区西橋本１丁目地先	16号	31.5kp	経路情報収集設備	経路情報収集装置	ＩＴＳスポット（ＲＳＵ）
#REF!	西橋本（下り）	相模原市緑区西橋本１丁目地先	16号	31.5kp	経路情報収集設備	経路情報収集装置	ＩＴＳスポット（ＲＳＵ）
#REF!	宇津木（上り）	東京都八王子市宇津木町地先	16号	44.4kp	経路情報収集設備	経路情報収集装置	ＩＴＳスポット（ＲＳＵ）
#REF!	瑞穂（上り）	東京都西多摩郡瑞穂町むさし野３丁目地先	16号	53.5kp	経路情報収集設備	経路情報収集装置	ＩＴＳスポット（ＲＳＵ）
#REF!	瑞穂（下り）	東京都西多摩郡瑞穂町むさし野３丁目地先	16号	53.5kp	経路情報収集設備	経路情報収集装置	ＩＴＳスポット（ＲＳＵ）
#REF!	仙川（上り）	東京都調布市仙川町３丁目地先	20号	19.7kp	経路情報収集設備	経路情報収集装置	ＩＴＳスポット（ＲＳＵ）
#REF!	仙川（下り）	東京都調布市仙川町３丁目地先	20号	19.7kp	経路情報収集設備	経路情報収集装置	ＩＴＳスポット（ＲＳＵ）
#REF!	東浅川（上り）	東京都八王子市東浅川町地先	20号	49.7kp	経路情報収集設備	経路情報収集装置	ＩＴＳスポット（ＲＳＵ）
#REF!	東浅川（下り）	東京都八王子市東浅川町地先	20号	49.7kp	経路情報収集設備	経路情報収集装置	ＩＴＳスポット（ＲＳＵ）
#REF!	与瀬（上り）	相模原市緑区小原地先	20号	65.8kp	経路情報収集設備	経路情報収集装置	ＩＴＳスポット（ＲＳＵ）
#REF!	与瀬（下り）	相模原市緑区小原地先	20号	65.8kp	経路情報収集設備	経路情報収集装置	ＩＴＳスポット（ＲＳＵ）
#REF!	橋本（上り・下り）	神奈川県相模原市緑区西橋本5丁目地先	16号	32.4kp	道路情報設備	車種別車両感知設備	管理施設用小容量光伝送装置（SPON）
#REF!	橋本（上り・下り）	神奈川県相模原市緑区西橋本5丁目地先	16号	32.4kp	道路情報設備	車種別車両感知設備	車種別車両感知器
#REF!	橋本（上り・下り）	神奈川県相模原市緑区西橋本5丁目地先	16号	32.4kp	道路情報設備	車種別車両感知設備	超音波ヘッド
#REF!	谷保（上り・下り）	東京都国立市谷保地先	20号	34.5kp	道路情報設備	車種別車両感知設備	近赤外線センサーヘッド
#REF!	谷保（上り・下り）	東京都国立市谷保地先	20号	34.5kp	道路情報設備	車種別車両感知設備	車種別車両感知器
#REF!	相模湖（上り・下り）	神奈川県相模原市緑区与瀬地先	20号	65.0kp	道路情報設備	車種別車両感知設備	近赤外線センサーヘッド
#REF!	相模湖（上り・下り）	神奈川県相模原市緑区与瀬地先	20号	65.0kp	道路情報設備	車種別車両感知設備	車種別車両感知器
#REF!	大河原自由道路	神奈川県相模原市中央区南橋本１－１－３３	16号	30.4kp	地下道監視設備	地下道監視設備	非常警報制御装置
#REF!	大河原自由道路	神奈川県相模原市中央区南橋本１－１－３３	16号	30.4kp	地下道監視設備	地下道監視設備	非常警報総合盤
#REF!	橋本五差路地下歩道	神奈川県相模原市緑区西橋本地先	16号	31.2kp	地下道監視設備	地下道監視設備	ＣＣＴＶカメラ
#REF!	橋本五差路地下歩道	神奈川県相模原市緑区西橋本地先	16号	31.2kp	地下道監視設備	地下道監視設備	非常警報制御装置
#REF!	橋本五差路地下歩道	神奈川県相模原市緑区西橋本地先	16号	31.2kp	地下道監視設備	地下道監視設備	表示板（ＬＥＤ式）
#REF!	橋本五差路地下歩道	神奈川県相模原市緑区西橋本地先	16号	31.2kp	地下道監視設備	地下道監視設備	非常警報総合盤
#REF!	橋本五差路地下歩道	神奈川県相模原市緑区西橋本地先	16号	31.2kp	地下道監視設備	地下道監視設備	警報ベル
#REF!	橋本五差路地下歩道	神奈川県相模原市緑区西橋本地先	16号	31.2kp	地下道監視設備	地下道監視設備	無停電電源装置(UPS)1KVA
#REF!	橋本五差路地下歩道	神奈川県相模原市緑区西橋本地先	16号	31.2kp	地下道監視設備	地下道監視設備	警報モニタ盤
#REF!	橋本五差路地下歩道	神奈川県相模原市緑区西橋本地先	16号	31.2kp	道路排水設備	地下歩道排水設備	排水ポンプ(φ50)2台
#REF!	橋本五差路地下歩道	神奈川県相模原市緑区西橋本地先	16号	31.2kp	道路排水設備	地下歩道排水設備	排水ポンプ制御盤
#REF!	西橋本地下歩道	神奈川県相模原市緑区西橋本１丁目地先	16号	31.5kp	地下道監視設備	地下道監視設備	ＣＣＴＶカメラ
#REF!	西橋本地下歩道	神奈川県相模原市緑区西橋本１丁目地先	16号	31.5kp	地下道監視設備	地下道監視設備	非常警報制御装置
#REF!	西橋本地下歩道	神奈川県相模原市緑区西橋本１丁目地先	16号	31.5kp	地下道監視設備	地下道監視設備	表示板（ＬＥＤ式）
#REF!	西橋本地下歩道	神奈川県相模原市緑区西橋本１丁目地先	16号	31.5kp	地下道監視設備	地下道監視設備	非常警報総合盤
#REF!	西橋本地下歩道	神奈川県相模原市緑区西橋本１丁目地先	16号	31.5kp	地下道監視設備	地下道監視設備	警報ベル
#REF!	西橋本地下歩道	神奈川県相模原市緑区西橋本１丁目地先	16号	31.5kp	地下道監視設備	地下道監視設備	無停電電源装置(UPS)1KVA

（別紙）

相武国道事務所管内　電気・機械設備一覧

番号	施設名	住所	国道	距離標	設備区分	設備名	装置名、規格等
#REF!	西橋本地下歩道	神奈川県相模原市緑区西橋本１丁目地先	16号	31.5kp	道路排水設備	地下歩道排水設備	排水ポンプ(φ50)2台
#REF!	西橋本地下歩道	神奈川県相模原市緑区西橋本１丁目地先	16号	31.5kp	道路排水設備	地下歩道排水設備	排水ポンプ制御盤
#REF!	橋本駅南入口横断地下歩道	神奈川県相模原市緑区西橋本	16号	33.3kp	地下道監視設備	地下道監視設備	ＣＣＴＶカメラ
#REF!	橋本駅南入口横断地下歩道	神奈川県相模原市緑区西橋本	16号	33.3kp	地下道監視設備	地下道監視設備	表示板
#REF!	橋本駅南入口横断地下歩道	神奈川県相模原市緑区西橋本	16号	33.3kp	地下道監視設備	地下道監視設備	非常警報総合盤
#REF!	橋本駅南入口横断地下歩道	神奈川県相模原市緑区西橋本	16号	33.3kp	地下道監視設備	地下道監視設備	警報ベル
#REF!	橋本駅南入口横断地下歩道	神奈川県相模原市緑区西橋本	16号	33.3kp	地下道監視設備	地下道監視設備	無停電電源装置(UPS)1KVA
#REF!	橋本駅南入口横断地下歩道	神奈川県相模原市緑区西橋本	16号	33.3kp	道路排水設備	地下歩道排水設備	排水ポンプ(φ50)2台
#REF!	橋本駅南入口横断地下歩道	神奈川県相模原市緑区西橋本	16号	33.3kp	道路排水設備	地下歩道排水設備	排水ポンプ制御盤
#REF!	片倉歩道トンネル	東京都八王子市片倉町539　地先	16号	38.2kp	地下道監視設備	地下道監視設備	非常警報制御装置
#REF!	片倉歩道トンネル	東京都八王子市片倉町539　地先	16号	38.2kp	地下道監視設備	地下道監視設備	非常警報総合盤
#REF!	瑞穂南地下歩道	東京都西多摩郡瑞穂町南平地先	16号	54.1kp	地下道監視設備	地下道監視設備	ＣＣＴＶカメラ
#REF!	瑞穂南地下歩道	東京都西多摩郡瑞穂町南平地先	16号	54.1kp	地下道監視設備	地下道監視設備	非常警報制御装置
#REF!	瑞穂南地下歩道	東京都西多摩郡瑞穂町南平地先	16号	54.1kp	地下道監視設備	地下道監視設備	表示板（ＬＥＤ式）
#REF!	瑞穂南地下歩道	東京都西多摩郡瑞穂町南平地先	16号	54.1kp	地下道監視設備	地下道監視設備	非常警報総合盤
#REF!	瑞穂南地下歩道	東京都西多摩郡瑞穂町南平地先	16号	54.1kp	地下道監視設備	地下道監視設備	警報ベル
#REF!	瑞穂南地下歩道	東京都西多摩郡瑞穂町南平地先	16号	54.1kp	地下道監視設備	地下道監視設備	サイレンスピーカ
#REF!	高尾山IC地下横断歩道	東京都八王子市南浅川町地先	20号	53.3kp	地下道監視設備	地下道監視設備	ＣＣＴＶカメラ
#REF!	高尾山IC地下横断歩道	東京都八王子市南浅川町地先	20号	53.3kp	地下道監視設備	地下道監視設備	非常警報制御装置
#REF!	高尾山IC地下横断歩道	東京都八王子市南浅川町地先	20号	53.3kp	地下道監視設備	地下道監視設備	非常警報総合盤
#REF!	高尾山IC地下横断歩道	東京都八王子市南浅川町地先	20号	53.3kp	地下道監視設備	地下道監視設備	警報ベル
#REF!	高尾山IC地下横断歩道	東京都八王子市南浅川町地先	20号	53.3kp	道路排水設備	地下歩道排水設備	排水ポンプ(φ50)2台
#REF!	高尾山IC地下横断歩道	東京都八王子市南浅川町地先	20号	53.3kp	道路排水設備	地下歩道排水設備	排水ポンプ制御盤
#REF!	公所ボックス	神奈川県大和市下鶴間地先	16号	17.7kp	道路情報設備	安全走行支援システム	センサ（光伝送型カメラ装置）
#REF!	公所ボックス	神奈川県大和市下鶴間地先	16号	17.7kp	道路情報設備	安全走行支援システム	センサ（車両感知器（超音波式））
#REF!	公所ボックス	神奈川県大和市下鶴間地先	16号	17.7kp	道路情報設備	安全走行支援システム	表示装置（小型）
#REF!	公所ボックス	神奈川県大和市下鶴間地先	16号	17.7kp	道路情報設備	安全走行支援システム	耐雷変圧器
#REF!	千木良	神奈川県相模原市緑区千木良地先	20号	59.1kp	道路情報設備	安全走行支援システム	無停電電源装置(UPS)1KVA
#REF!	千木良	神奈川県相模原市緑区千木良地先	20号	59.1kp	道路情報設備	安全走行支援システム	センサ（光伝送型カメラ装置）
#REF!	千木良	神奈川県相模原市緑区千木良地先	20号	59.1kp	道路情報設備	安全走行支援システム	耐雷変圧器
#REF!	小渕	神奈川県相模原市緑区小渕地先	20号	71.1kp	道路情報設備	安全走行支援システム	センサ（光伝送型カメラ装置）
#REF!	小渕	神奈川県相模原市緑区小渕地先	20号	71.1kp	道路情報設備	安全走行支援システム	耐雷変圧器
#REF!	千木良（ガイドライト）	神奈川県相模原市緑区千木良地先	20号	60.6kp	道路情報設備	ガイドライトシステム	センサ（車両感知器（超音波式））
#REF!	千木良（ガイドライト）	神奈川県相模原市緑区千木良地先	20号	60.6kp	道路情報設備	ガイドライトシステム	主制御機（分電盤）
#REF!	千木良（ガイドライト）	神奈川県相模原市緑区千木良地先	20号	60.6kp	道路情報設備	ガイドライトシステム	発光体
#REF!	千木良（ガイドライト）	神奈川県相模原市緑区千木良地先	20号	60.6kp	道路情報設備	ガイドライトシステム	発光体制御機
#REF!	千木良（ガイドライト）	神奈川県相模原市緑区千木良地先	20号	60.6kp	道路情報設備	ガイドライトシステム	「調整中」表示板
#REF!	北野（中央線立体）	東京都八王子市北野町地先	16号BP	38.9kp	道路情報設備	冠水表示設備	制御盤
#REF!	北野（中央線立体）	東京都八王子市北野町地先	16号BP	38.9kp	道路情報設備	冠水表示設備	冠水表示板
#REF!	北野（中央線立体）	東京都八王子市北野町地先	16号BP	38.9kp	道路情報設備	冠水表示設備	補助冠水表示板
#REF!	北野（中央線立体）	東京都八王子市北野町地先	16号BP	38.9kp	道路情報設備	冠水表示設備	無線装置
#REF!	北野（中央線立体）	東京都八王子市北野町地先	16号BP	38.9kp	道路情報設備	冠水表示設備	センサ（電極式水位センサ）
#REF!	北野（中央線立体）	東京都八王子市北野町地先	16号BP	38.9kp	道路排水設備	道路排水設備	排水ポンプ(φ200)2台
#REF!	北野（中央線立体）	東京都八王子市北野町地先	16号BP	38.9kp	道路排水設備	道路排水設備	排水ポンプ制御盤
#REF!	北野（中央線立体）	東京都八王子市北野町地先	16号BP	38.9kp	道路排水設備	発電設備	発電設備機(ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ　50.0KVA)
#REF!	北野（中央線立体）	東京都八王子市北野町地先	16号BP	38.9kp	道路排水設備	発電設備	発動発電機(直流電源盤・発電機盤)
#REF!	北野（中央線立体）	東京都八王子市北野町地先	16号BP	38.9kp	道路排水設備	道路排水設備	排水設備遠方監視装置
#REF!	大和田（新大和田架線橋下）	東京都八王子市北野町地先	16号BP	39.9kp	道路情報設備	冠水表示設備	制御盤
#REF!	大和田（新大和田架線橋下）	東京都八王子市北野町地先	16号BP	39.9kp	道路情報設備	冠水表示設備	冠水表示板
#REF!	大和田（新大和田架線橋下）	東京都八王子市北野町地先	16号BP	39.9kp	道路情報設備	冠水表示設備	補助冠水表示板
#REF!	大和田（新大和田架線橋下）	東京都八王子市北野町地先	16号BP	39.9kp	道路情報設備	冠水表示設備	センサ（電極式水位センサ）
#REF!	大和田（新大和田架線橋下）	東京都八王子市北野町地先	16号BP	39.9kp	道路情報設備	冠水表示設備	センサ（圧力式水位センサ）
#REF!	瑞穂南地下道（八高線立体）	東京都西多摩郡瑞穂町南平地先	16号	54.0kp	道路情報設備	冠水表示設備	制御盤
#REF!	瑞穂南地下道（八高線立体）	東京都西多摩郡瑞穂町南平地先	16号	54.0kp	道路情報設備	冠水表示設備	冠水表示板
#REF!	瑞穂南地下道（八高線立体）	東京都西多摩郡瑞穂町南平地先	16号	54.0kp	道路情報設備	冠水表示設備	補助冠水表示板
#REF!	瑞穂南地下道（八高線立体）	東京都西多摩郡瑞穂町南平地先	16号	54.0kp	道路情報設備	冠水表示設備	無線装置
#REF!	瑞穂南地下道（八高線立体）	東京都西多摩郡瑞穂町南平地先	16号	54.0kp	道路情報設備	冠水表示設備	センサ（電極式水位センサ）
#REF!	瑞穂南地下道（八高線立体）	東京都西多摩郡瑞穂町南平地先	16号	54.0kp	道路排水設備	道路排水設備	排水ポンプ(φ250)3台
#REF!	瑞穂南地下道（八高線立体）	東京都西多摩郡瑞穂町南平地先	16号	54.0kp	道路排水設備	道路排水設備	排水ポンプ制御盤
#REF!	瑞穂南地下道（八高線立体）	東京都西多摩郡瑞穂町南平地先	16号	54.0kp	道路排水設備	発電設備	発電設備機(ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ　80.0KVA)
#REF!	瑞穂南地下道（八高線立体）	東京都西多摩郡瑞穂町南平地先	16号	54.0kp	道路排水設備	発電設備	発動発電機(直流電源盤・発電機盤)
#REF!	瑞穂南地下道（八高線立体）	東京都西多摩郡瑞穂町南平地先	16号	54.0kp	道路排水設備	道路排水設備	排水設備遠方監視装置
#REF!	瑞穂中央立体	東京都西多摩郡瑞穂町南平地先	16号	55.4kp	道路情報設備	冠水表示設備	制御盤
#REF!	瑞穂中央立体	東京都西多摩郡瑞穂町南平地先	16号	55.4kp	道路情報設備	冠水表示設備	冠水表示板
#REF!	瑞穂中央立体	東京都西多摩郡瑞穂町南平地先	16号	55.4kp	道路情報設備	冠水表示設備	補助冠水表示板
#REF!	瑞穂中央立体	東京都西多摩郡瑞穂町南平地先	16号	55.4kp	道路情報設備	冠水表示設備	無線装置
#REF!	瑞穂中央立体	東京都西多摩郡瑞穂町南平地先	16号	55.4kp	道路情報設備	冠水表示設備	センサ（電極式水位センサ）
#REF!	瑞穂中央立体	東京都西多摩郡瑞穂町南平地先	16号	55.4kp	道路排水設備	道路排水設備	排水ポンプ(φ250)3台
#REF!	瑞穂中央立体	東京都西多摩郡瑞穂町南平地先	16号	55.4kp	道路排水設備	道路排水設備	排水ポンプ制御盤
#REF!	瑞穂中央立体	東京都西多摩郡瑞穂町南平地先	16号	55.4kp	道路排水設備	発電設備	発電設備機(ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ　74.0KVA)
#REF!	瑞穂中央立体	東京都西多摩郡瑞穂町南平地先	16号	55.4kp	道路排水設備	発電設備	発動発電機(直流電源盤・発電機盤)
#REF!	瑞穂中央立体	東京都西多摩郡瑞穂町南平地先	16号	55.4kp	道路排水設備	道路排水設備	排水設備遠方監視装置
#REF!	瑞穂八高線高架下(八高線高架下)(八王子側・川越側)	東京都西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎地先	16号	56.3kp	道路情報設備	冠水表示設備	制御盤
#REF!	瑞穂八高線高架下(八高線高架下)(八王子側・川越側)	東京都西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎地先	16号	56.3kp	道路情報設備	冠水表示設備	補助冠水表示板
#REF!	瑞穂八高線高架下(八高線高架下)(八王子側・川越側)	東京都西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎地先	16号	56.3kp	道路情報設備	冠水表示設備	無線装置
#REF!	瑞穂八高線高架下(八高線高架下)(八王子側・川越側)	東京都西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎地先	16号	56.3kp	道路情報設備	冠水表示設備	センサ（電極式水位センサ）
#REF!	瑞穂八高線高架下(八高線高架下)(八王子側・川越側)	東京都西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎地先	16号	56.3kp	道路排水設備	道路排水設備	排水ポンプ(φ65)4台 (φ100)2台 (φ200)2台
#REF!	瑞穂八高線高架下(八高線高架下)(八王子側・川越側)	東京都西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎地先	16号	56.3kp	道路排水設備	道路排水設備	排水ポンプ制御盤
#REF!	瑞穂八高線高架下(八高線高架下)(八王子側・川越側)	東京都西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎地先	16号	56.3kp	道路排水設備	発電設備	発電設備機(ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ37.5KVA×1台62.5KVA×1台)
#REF!	瑞穂八高線高架下(八高線高架下)(八王子側・川越側)	東京都西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎地先	16号	56.3kp	道路排水設備	発電設備	発動発電機(直流電源盤・発電機盤)
#REF!	瑞穂八高線高架下(八高線高架下)(八王子側・川越側)	東京都西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎地先	16号	56.3kp	道路排水設備	道路排水設備	排水設備遠方監視装置
#REF!	南浅川アンダーボックス	東京都八王子市南浅川町地先	20号	53.3kp	道路情報設備	冠水表示設備	制御盤
#REF!	南浅川アンダーボックス	東京都八王子市南浅川町地先	20号	53.3kp	道路情報設備	冠水表示設備	冠水表示板
#REF!	南浅川アンダーボックス	東京都八王子市南浅川町地先	20号	53.3kp	道路情報設備	冠水表示設備	補助冠水表示板
#REF!	南浅川アンダーボックス	東京都八王子市南浅川町地先	20号	53.3kp	道路情報設備	冠水表示設備	無線装置
#REF!	南浅川アンダーボックス	東京都八王子市南浅川町地先	20号	53.3kp	道路情報設備	冠水表示設備	センサ（電極式水位センサ）
#REF!	南浅川アンダーボックス	東京都八王子市南浅川町地先	20号	53.3kp	道路排水設備	道路排水設備	排水ポンプ(φ150)3台
#REF!	南浅川アンダーボックス	東京都八王子市南浅川町地先	20号	53.3kp	道路排水設備	道路排水設備	排水ポンプ制御盤
#REF!	南浅川アンダーボックス	東京都八王子市南浅川町地先	20号	53.3kp	道路排水設備	発電設備	発電設備機(ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ　70.0KVA)
#REF!	南浅川アンダーボックス	東京都八王子市南浅川町地先	20号	53.3kp	道路排水設備	発電設備	発動発電機(直流電源盤・発電機盤)
#REF!	南浅川アンダーボックス	東京都八王子市南浅川町地先	20号	53.3kp	道路排水設備	道路排水設備	排水設備遠方監視装置
#REF!	八王子共同溝	東京都八王子市北野地先～東京都八王子市大和田地先	16号BP	38kp～40kp	共同溝附帯設備	排水設備	排水ポンプ設備(38台)
#REF!	八王子共同溝	東京都八王子市北野地先～東京都八王子市大和田地先	16号BP	38kp～40kp	共同溝附帯設備	排水設備	排水ポンプ設備制御盤(9面)
#REF!	八王子共同溝	東京都八王子市北野地先～東京都八王子市大和田地先	16号BP	38kp～40kp	共同溝附帯設備	排水設備	防災ポンプ設備(41台)
#REF!	八王子共同溝	東京都八王子市北野地先～東京都八王子市大和田地先	16号BP	38kp～40kp	共同溝附帯設備	排水設備	防災ポンプ設備制御盤(41面)
#REF!	八王子共同溝	東京都八王子市北野地先～東京都八王子市大和田地先	16号BP	38kp～40kp	共同溝附帯設備	換気設備	換気ファン設備(32台)
#REF!	八王子共同溝	東京都八王子市北野地先～東京都八王子市大和田地先	16号BP	38kp～40kp	共同溝附帯設備	換気設備	換気ファン設備制御盤(3面)
#REF!	調布・府中共同溝	東京都調布市国領町地先～東京都府中市白糸地先	20号	25kp～27kp	共同溝附帯設備	排水設備	排水ポンプ設備(18台)
#REF!	調布・府中共同溝	東京都調布市国領町地先～東京都府中市白糸地先	20号	25kp～27kp	共同溝附帯設備	排水設備	排水ポンプ設備制御盤(4面)
#REF!	調布・府中共同溝	東京都調布市国領町地先～東京都府中市白糸地先	20号	25kp～27kp	共同溝附帯設備	排水設備	防災ポンプ設備(8台)
#REF!	調布・府中共同溝	東京都調布市国領町地先～東京都府中市白糸地先	20号	25kp～27kp	共同溝附帯設備	排水設備	防災ポンプ設備制御盤(9面)
#REF!	調布・府中共同溝	東京都調布市国領町地先～東京都府中市白糸地先	20号	25kp～27kp	共同溝附帯設備	換気設備	換気ファン設備(4台)
#REF!	調布・府中共同溝	東京都調布市国領町地先～東京都府中市白糸地先	20号	25kp～27kp	共同溝附帯設備	換気設備	換気ファン設備制御盤(3面)
#REF!	国立・日野共同溝	東京都国立市谷保地先～東京都日野市上田地先	20号	33kp～34kp	共同溝附帯設備	排水設備	排水ポンプ設備(30台)
#REF!	国立・日野共同溝	東京都国立市谷保地先～東京都日野市上田地先	20号	33kp～34kp	共同溝附帯設備	排水設備	排水ポンプ設備制御盤(7面)
#REF!	国立・日野共同溝	東京都国立市谷保地先～東京都日野市上田地先	20号	33kp～34kp	共同溝附帯設備	排水設備	防災ポンプ設備(15台)
#REF!	国立・日野共同溝	東京都国立市谷保地先～東京都日野市上田地先	20号	33kp～34kp	共同溝附帯設備	排水設備	防災ポンプ設備制御盤(15面)
#REF!	国立・日野共同溝	東京都国立市谷保地先～東京都日野市上田地先	20号	33kp～34kp	共同溝附帯設備	換気設備	換気ファン設備(3台)
#REF!	国立・日野共同溝	東京都国立市谷保地先～東京都日野市上田地先	20号	33kp～34kp	共同溝附帯設備	換気設備	換気ファン設備制御盤(5面)
#REF!	その他	東京都町田市下鶴間地先～東京都西多摩郡瑞穂町地先	16号	16.2kp～58.7kp	道路照明設備	道路照明、歩道橋照明、地下道照明	照明灯（1,757灯）
#REF!	その他	神奈川県相模原市緑区橋本地先～東京都八王子市左入町地先	16号BP	32.9kp～43.3kp	道路照明設備	道路照明、歩道橋照明	照明灯（577灯）
#REF!	その他	東京都世田谷区給田地先～神奈川県相模原市緑区小渕地先	20号	19.6kp～72.3kp	道路照明設備	道路照明、歩道橋照明、地下道照明	照明灯（1,935灯）
#REF!	その他	東京都八王子市館町地先～東京都八王子市南浅川地先	20号BP	―	道路照明設備	トンネル照明設備	照明灯（700灯）

【別添資料③】

③首都直下地震における東京都内道路啓開（西方向）に関する協定

・別図：首都直下地震における東京都内道路啓開（西方向）に関する協定区間図

・首都直下地震における東京都内道路啓開（西方向）に関する協定書（案）

・「首都直下地震における東京都内道路啓開（西方向）に関する協定」運営要領（案）

別図 ： 首都直下地震における東京都内道路啓開（西方向）に関する協定区間図

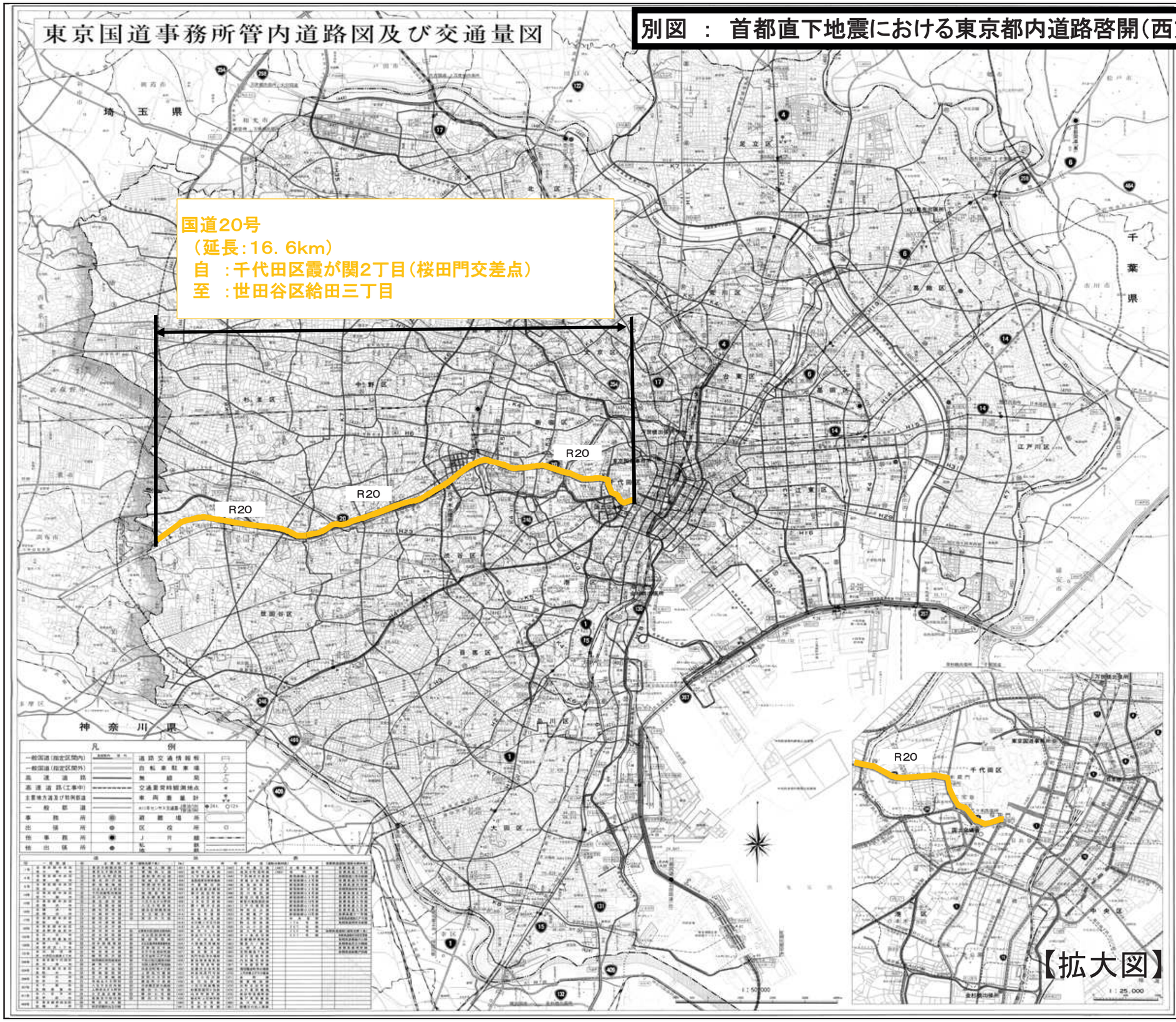

首都直下地震における東京都内道路啓開（西方向）に関する協定書（案）

国土交通省関東地方整備局相武国道事務所長（以下「甲」という。）と
○○株式会社代表取締役▲▲・・・
（以下「乙」という。）とは、首都直下地震時の東京都内（西方向）における道路啓開業務（ 以下「業務」という。） に関して、次のとおり協定を締結する。

第１条　目的

本協定は、首都直下地震道路啓開計画（八方向作戦）の西方向における直轄国道の道路啓開業務を実施するにあたり、その内容と実施方法、並びにこれに必要な建設機械、資材、技術者及び労力について、甲、乙がその確保及び動員の方法を定め、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

第２条　協力要請

甲は、道路啓開する道路又は関係する道路構造物等に災害が発生した場合において必要と認めるときは乙に対し、「業務」の協力を要請することが出来るものとする。

２　甲は乙に対し、別途実施する「防災訓練等」への参加を依頼することができるものとする。

第３条　業務内容

甲が乙に対し要請を行う「業務」の内容は、以下のとおりである。

（業務内容）

①緊急措置

道路利用者の安全確保を図るため、危険箇所にバリケードやロープ等の設置および注意喚起、交通規制の措置を周知する案内板や標識等を設置する。

また、必要に応じて甲が保有する災害対策用建設機械等の運搬及び操作を行うものとする。

②道路啓開

緊急車両の通行確保（原則として２車線確保とするが、被災状況によりやむを得ない場合は１車線確保とし必要に応じ誘導員を配置）を図るため、倒壊・散乱している沿道建物や電柱等の障害物除去、段差発生箇所の路面及び橋梁部の土嚢等による段差処理ならびに路上放置車両の移動等を実施する。

③緊急復旧

道路啓開後、緊急輸送道路の機能を確保するため、土嚢等による段差処理をアスファルトによる簡易舗装にするなど、各被災箇所の状況に応じた段階的な復旧を実施する。

④災害対策基本法第７６条の６（ 災害時における車両の移動等）に関する業務

車両等の移動措置命令、車両等の移動の伝達、土地の一時使用措置、記録・報告等を実施する。

⑤防災訓練

災害発生時を想定した出動訓練、甲乙間の情報連絡訓練等を行うものとする。

⑥その他

これらの業務を実施するに当たり甲は、乙に対し必要に応じて甲が保有する災害対策用建設機械等の運搬及び操作補助を実施する作業員の派遣を依頼することができるものとする。

第４条　業務の実施区間

「業務」の実施区間は、以下のとおりとする。

<<西方向>>

①東京国道事務所が管理する国道２０号：

起点（3.00kp）：千代田区霞ヶ関二丁目（桜田門交差点）から

終点（19.60kp）：世田谷区給田三丁目まで　　計１６．６km

②その他必要に応じて他の道路に迂回する場合又は他の道路管理者からの要請による道路啓開を行う場合の道路区間

第５条　建設資機材等の報告

乙は、あらかじめ「業務」の実施に必要な実施体制として稼働可能な建設機械並びに使用可能な資材、労力（以下「建設資機材等」という。）の数量等を把握し、別途指定する書面により報告するものとする。

２　前項の建設資機材等に著しい変動があった場合、又は甲の要請があった場合は、保有状況を速やかに甲に、書面により報告するものとする。

３　甲は、甲が保有する建設資機材等について、１項、２項と同時期に乙に書面により通知するものとする。

第６条　建設資機材等の提供

甲及び乙は、それぞれから要請があった場合、特別な理由がない限り、相互に建設資機材等を提供するものとする。

第７条　業務の出動要請

甲は乙に対し第２条に基づき「業務」の出動要請する場合は別途指定する書面より行うものとする。但し緊急かつやむを得ない状況において電話等にて要請を行った場合、甲は速やかに書面を作成し、書面の提示が可能となった時点で遅滞なく乙へこれを提示するものとする。

２　乙は、要請を受諾する場合速やかにその意思を書面にて甲へ提示するものとする。但し、緊急かつやむを得ない状況によりこれを行えない場合、電話等により受諾の意

思を甲に知らせるものとする。なおこの場合、甲からの書面の提示をもって速やかに書面による受諾の意思を甲に示さなければならない。

3　甲は、乙に出動を要請する場合、協定書第３条に定める内容について明示すると共に、「現場担当者」を定めてその連絡先等を通知するものとする。

第８条　みなし出動要請

乙は、気象庁による震度情報の発表で２３区内において、震度６弱以上の震度を観測した事を把握した場合、かつ甲と乙の通信連絡が不能である場合に、甲からの要請があったものとみなして、出動するものとする。この場合優先して取組む業務は、協定書第３条に示す緊急措置及び道路啓開とする。

2　この場合乙は、前項に示す業務と平行して、甲との連絡体勢を確保するために必要な措置を講じ、連絡体制が確保されたのち速やかに、別途指定する書面により要請を受けたと見なした事実､ならびに要請の受諾に関する意思を甲に通知するものとする。

3　第１項の緊急措置等により乙が災害状況を把握しているにもかかわらず、甲、乙相互の通信状況の改善が見られない場合等、甲からの出動要請が不可能な場合は、乙の判断により、必要な業務を段階的に実施するものとする。

第９条　契約の締結

甲は、第７条に基づき、乙に出動要請（第８条みなし出動要請含む）したときは、遅滞なく随意契約を締結するものとする。

ただし、情報連絡訓練等、実働を伴わない軽微な内容の場合を除く。

第１０条　甲、乙相互の連絡窓口

乙は、甲との連絡窓口（社内の指示体制を把握し、甲の要請に対し責任ある対応の出来る者）を定めておくこと。

2　甲、乙の連絡窓口（氏名、役職、連絡先（平日、休日の電話、メール等））は、甲、乙間で共有するものとし、本協定以外の目的には使用しないものとする。

第１１条　業務の指示等

「業務」の指示は以下のとおりとする。

（業務の指示）

①「業務」の直接の指示は、甲が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。ただし、第８条による甲の出動要請が不可能な場合は乙の判断により業務を行うことができるものとする。

②前項の乙の判断により業務を行った場合においては、その内容を遅滞なく甲に報告するものとする。

第１２条　業務の実施報告

「業務」の実施報告は以下のとおりとする。

（業務の実施報告）

①乙は、第７条に基づく出動要請を受諾した場合、直ちに出動し業務を実施するものとする。

②乙の現場責任者は、出動後遅滞なく作業時間・体制及び使用建設資機材等を甲に書面により報告するものとする。

第１３条　業務の完了

乙は、「業務」が完了したときは、直ちにその旨を甲に報告するものとする。

第１４条　費用の請求

乙は「業務」の完了後、当該業務に要した費用（第６条により提供された乙の所有する建設資機材等を含む）を第９条により締結した契約に基づき甲に請求するものとする。

第１５条　費用の支払

甲は、第１４条の規定による請求の提出を受けたときは、内容を精査し第９条に基づき費用を支払うものとする。

第１６条　損害の負担

「業務」の実施において、第三者に損害を及ぼした場合、乙がその損害を賠償しなければならないものとする。ただし、その損害の内、甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担するものとする。

２　甲、乙双方の責に帰さない理由、第三者に損害を及ぼしたとき、又は建設資機材等に損害が生じたときは、乙は、その事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲、乙協議して定めるものとする。

第１７条　業務の特例

災害の発生時の被災状況等により、第３条で規定する以外の業務内容および第４条で規定する以外の区間についても業務を実施できるものとする。

第１８条　身分証明書の発行

災害対策基本法に基づく「業務」を行う場合は、乙は甲若しくは甲の上部機関である関東地方整備局が発行する「身分証明書」を携行するものとし、必要に応じてこれを提示するものとする。

第１９条　緊急通行車両

本協定締結後、乙は本協定に基づき甲に乙が保有している緊急通行車両に登録可能な車両を事前届け出するものとする。

第２０条　有効期限

この協定の有効期限は、令和元年９月１日から令和４年８月３１日までとする。

第２１条　協定の解約

甲もしくは乙において、協定を継続できない事情等が発生したときは、甲、乙協議のうえ協定を解約できるものとする。

２　乙においては、取引停止の事実や不渡りの事実や情報、会社更生法・民事再生法の申請等があった場合、もしくは協定の履行に当たり乙に不誠実な行為があった場合は、甲は書面による通告をもって本協定を解約することが出来る。

第２２条　運営要領

この協定に定める事項の実施にあたって、本協定書に記載なき事項は別冊「運営要領」によるものとする。

第２３条　その他

この協定に定めのない事項であって、運営要領に記載の無いもの、運営要領の記載事項に変更を要するもの、ならびにこの協定の運用にあたって疑義を生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

第２４条　附則

この協定の証として、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自１通を保有するものとする。

令和元年８月３０日

甲　国土交通省関東地方整備局
相武国道事務所長　外川　和彦　印

乙　印

相武国道事務所「首都直下地震における東京都内道路啓開（西方向）に関する協定」運営要領（案）

この実施要領は、首都直下地震における東京都内道路啓開（西方向）に関する協定「第２２条　運営要領」に基づき、運営要領を下記のとおり定めるものである。

【第１章　業務内容】

１．緊急措置及び道路啓開に関する対応について（第３条　業務内容①，②項）

（１）出動基準

気象庁震度計（下表）において、震度６弱以上の震度を観測した場合、乙は甲からの要請があったものとみなし、早急に出動し、緊急措置及び道路啓開を実施するものとする。

			気象庁震度計位置
出張所	号線	方位	２３区（西部）
東京国道事務所 代々木出張所	国道20号	西部	千代田区（大手町、富士見、麹町） 新宿区（百人町、上落合、西新宿） 世田谷区（世田谷、三軒茶屋、成城、中町） 渋谷区（宇田川町、本町） 杉並区（阿佐谷、桃井、高井戸）

なお、みなし出動により、甲から集合場所の指示が無い場合は、下高井戸資材置き場（杉並区下高井戸５丁目）に集合するものとする。

（２）業務の実施報告

・乙は出動後、現地状況を確認し、第１報（現場責任者の氏名及び緊急連絡先、現時点での進捗状況および把握した被災状況、今後の見通し等）を甲（出張所等）に報告する。なお、発信制限により電話が繋がりにくい場合は携帯メールとする。

（３）早急な出動が困難な場合

・乙は、早急に出動することが困難な場合は、地震発生後３０分以内にその理由及び今後の見通しを甲に報告する。

２．災害対策基本法第７６条の６（ 災害時における車両の移動等）に関する対応について（第３条　業務の内容　④項）

車両等の移動措置命令、車両等の移動の伝達、土地の一時使用措置、記録・報告等を実施する。

３．防災訓練に関する対応について（第２条　協力要請　４項及び第３条　業務内容　⑤項）

甲が実施する防災訓練、講習会への参加を乙に連絡する。なお、この協定に基づく防災訓練等は総合評価落札方式の地域への貢献度でいう災害活動実績に認めないものとする。

（主な訓練、講習会の内容）

・災害対策用建設機械等操作講習会

実施時期：毎年６月頃

内　　容：甲が保有する災害対策用建設機械（対策本部車、待機支援車、照明車、排水ポンプ車ｋｕ－ＳＡＴ（衛星通信装置）等）の機械の操作講習を行う。（会場は都内を予定）

・総合地震防災訓練

実施時期：毎年９月頃（防災の日に合わせて実施）

内　　容：仮想の災害を想定した出動訓練及び甲、乙間の情報連絡訓練等を行う。訓練方法は事前に連絡する。

・除雪対応等道路啓開訓練

実施時期：毎年１１月頃

内　　容：甲が保有する道路啓開機材を使用した訓練等を行う。（会場は都内を予定）

【第２章　通常時の体制】

（１）その他

・甲は、乙の連絡窓口及び保有資機材等の調査を年２回程度実施する。なお、内容に著しい変動があった場合は速やかに書面により報告するものとする。

・被災箇所への出動に備えて、公安委員会に災害時に使用する車輌の事前通行登録を行うこと。（甲による対応が必要な事項については調整する。）

以　　上